

第 2 5 回定期総会議案書

日 時 平成 2 8 年 4 月 2 4 日（日）

午後 0 時 3 0 分～ 開場〔受付〕

午後 1 時 0 0 分～ 定期総会

午後 3 時 3 0 分 終了予定

場 所 白銀小学校 体育館

佐倉白銀ニュータウン自治会
白銀ニュータウン自主防災組織
合同建築協定運営委員会

佐倉白銀ニュータウン自治会
白銀ニュータウン自主防災組織
合同建築協定運営委員会

第 2 5 回 定期総会議事次第

1. 開会の辞
2. 自治会長挨拶
3. 議長・副議長・書記選出
4. 総会の成立確認
5. 議 事

I. 佐倉白銀ニュータウン自治会

第 1 号議案 平成 2 7 年度 事業活動報告

第 2 号議案 平成 2 7 年度 収支決算報告

(1) 収支決算報告

(2) 会計監査報告

(質 疑 応 答)

第 3 号議案 自治会細則・規約等の改正について

(1) 自治会会則の改正

(2) 自治会会則《細則》の改正

(3) 集会所管理規約の改正

(4) 集会所使用規則の改正

(質 疑 応 答)

第 4 号議案 平成 2 8 年度 事業計画 (案)

第 5 号議案 平成 2 8 年度 収支予算 (案)

(質 疑 応 答)

第 6 号議案 平成 2 8 年度 役員及び班長の選出

Ⅱ．白銀ニュータウン自主防災組織

第 7 号議案 平成 2 7 年度 事業活動報告

第 8 号議案 平成 2 7 年度 収支決算報告

(1) 収支決算報告

(2) 会計監査報告

(質 疑 応 答)

第 9 号議案 平成 2 8 年度 事業計画 (案)

第 1 0 号議案 平成 2 8 年度 収支予算 (案)

(質 疑 応 答)

Ⅲ．合同建築協定運営委員会

第 1 1 号議案 平成 2 7 年度 事業活動報告

(質 疑 応 答)

第 1 2 号議案 平成 2 8 年度 事業計画 (案)

(質 疑 応 答)

6 . 議長・副議長・書記解任

7 . 新役員紹介・挨拶

8 . 閉会の辞

I. 佐倉白銀ニュータウン自治会

(第1号議案)

平成27年度 事業活動報告

I. 自治会員の状況

会員世帯数の推移

平成27年3月18日現在 世帯数 1, 159

平成28年3月1日現在 世帯数 1, 161

II. 事業計画および執行の承認

1. 第24回定期総会・・・平成27年4月19日、白銀小学校で行われ、事業計画を承認
2. 班長会・・・毎月第2土曜日西集会所で開き、その時々課題について審議決定
3. 役員会・・・毎月第4土曜日西集会所で開き、事業計画の実現について審議決定
4. 各専門委員会・・・それぞれ必要に応じて随時開催
5. 佐倉市の都市計画審議会で2月に「白銀地区地区計画」が承認され、2月中に全住民を含めた関係者に決定の告示の通知が配布される。詳細は地区計画運営委員会を参照。
6. 第24回定期総会時の質疑事項の検討

III. 自治会長、副会長の活動報告

昨年に引き続き三組織統合後の課題、従来からの短中期の課題、顧問団の『自治会運営の改善に関する意見書』、第24回定期総会での意見をもとに白銀NTの持続可能な発展を目指すべく、運営に努めてきた。勿論まだ残された課題があるが、今年度各委員会と協力して進捗のあった主要な項目はつぎのとおりである。(関連委員会の報告を参照)。

1. 地区計画は都市計画課と緊密に連携しながら法的手続を完了した。
2. 住民から要望されたバス問題について検討したが要望達成に至らず継続事項とする。
3. 住民から要望された野良化した猫の問題について議会陳情書を提出した。
4. その他、住民の要望を各委員会と協力して要望書を作成し佐倉市へ提出した。
5. 全街灯のLED化を完了した。
6. 1丁目のゴミ集積所の再修繕を実施した。
7. 平成28年3月末で3丁目遊歩道の電気料金の支払いと街灯設備を佐倉市道路維持課に移管した。
8. 西集会所を主としたリフォーム検討委員会を立ち上げ、詳細設計を作成して佐倉市に集会所改修補助金申請した。その補助金交付の内示を受け取った。
9. 役員の2期再選可能にする自治会則と関連細則の改定案を作成した。
10. 自治会はボランティア活動であることから、平成28年度から役員及び班長の活動費を減額する案を作成した。尚、平成27年度の役員は新活動費以上の部分を自主返納することにした。

従来からの自治会長、副会長の役員活動は次の通り報告する。

1. 会長席の役員活動

- (1) 役員会、班長会及び定期総会を開催した。
- (2) 合同建築協定運営委員会に出席した。
- (3) 地区計画運営委員会顧問、委員と共に佐倉市都市計画課と白銀 NT 地区計画の件で会議を開催した。
- (4) 佐倉市主催の地区代表者会議に出席、また地区代表者関連協議会等の活動を行った。
- (5) 佐倉市と「佐倉市自治会等業務委託契約」を締結し、委託料の申請・請求手続きを行った。
- (6) 佐倉市に「佐倉市自治会等自治振興交付金」及び「佐倉市街灯補助金交付」の申請・請求手続きした。

2. 持続可能な白銀 NT のための対応（関連各委員会の報告をも参照）

- (1) 合同建築運営委員会と地区計画運営委員会
新築申請を含む改造については合同建築運営委員会で顧問を含め検討した。地区計画推進に関しては地区計画運営委員会で顧問、佐倉市都市計画課と問題点の整理、調査の実施などを行った。
- (2) 共用施設管理委員会
白銀 NT 内全街灯の LED 化に関する東照電気との複数の会議に参加した。
山口左官との 1 丁目ゴミ集積所再修繕の調査に参加した。
- (3) 西集会所リフォームのため、詳細設計、見積もり、業者選定に参加し、市へ補助金要望書を提出した。（リフォーム検討委員会提言書参照）。

3. その他の活動

- (1) 総会決議による寄付金の廃止の継続
平成 27 年度は、平成 20 年に最高裁が支持して確定した大阪高裁の判決（平成 19 年 8 月 24 日）に基づき従来の協力金（赤十字社費、社協会費、消防団費）は予算計上せず、社費と会費は別途に集金した。社会福祉協議会と社会協議会の職員が来て集金し計算した（地域・交流委員会参照）。
但し、数人の班長から、自治会班長が集めることも強制と受取られるのではないかと指摘があった。
- (2) 従来通りの募金の協力（各金額は広報委員会を参照）
 - ① 愛の一元募金
 - ② 赤い羽根共同募金
 - ③ 歳末助け合い募金

4. 地区代表者関連協議会等の活動

- (1) 佐倉市主催の地区代表者会議に出席し、必要事項を自治会役員会、班長会に報告した（含東部地区代表者協議会）。
- (2) 白銀小学校区地域まちづくり協議会（会長：協議会副会長、副会長3名：協議会幹事）
 - ① まちづくり協議会が開催する総会（1回）、事務局会議（6回）、役員会（6回）、委員会（2回）に出席し、必要事項を自治会役員会、班長会に報告した。
 - ② 全員防犯・防災部会に所属し部会活動を行いました。防災講演会（6月）の準備と実施、応急手当教室（7月）の準備と実施、防犯の集い（10月）の準備と実施を行った。
- (3) 佐倉東部地区社会福祉協議会（平成27年度理事は副会長1名と住民・住地域交流委員会委員長、協議委員は会長と副会長2名、なお会長・副会長4名は佐倉市社会福祉協議会から福祉委員として委嘱される）
 - ① 協議会が開催した理事会（12回）、福祉委員会（4回）、研修事業部会（5回）に出席し、必要事項を自治会役員、班長会に報告した。
 - ② 4名とも研修事業部に所属し、うち理事2名が研修事業部会の部長、副部長としてその任にあたった。研修事業としては、5月講演会「福祉委員について」、7月出前講座「シニア世代の食事」、10月バス研修「常盤平団地社会福祉協議会」と共同研修、2月「ミニ運動会」、3月講習会「地域包括センターの役割」等の研修会の実施を通して、福祉委員の意識向上に努めた。
 - ③ 「白銀小学校区敬老の集い」の実行責任者として準備、運営に携わり、福祉委員として白銀NTの招待者（約290名）に招待状および記念品を届けた。白銀地区の「敬老の集い」の全参加者は合計188名であった。
- (4) 白銀小学校運営委員会（副会長1名）
運営委員会（5回）に出席し、白銀小学校の運営について意見を述べた。
- (5) 地域防犯活動
会長、副会長1名、防犯委員長合計3名が佐倉市防犯組合長（佐倉市長）と佐倉警察署長より防犯指導員として委嘱され、平成27年度防犯研修会（5月）に参加した。
- (6) 日本赤十字社千葉県支部活動（会長、副会長3名：協賛委員）
日本赤十字千葉県支部から委嘱された、関係文書を回覧した。
- (7) 地域でのその他の活動
白銀小学校大運動会、入・卒業式、佐倉東中学校体育祭、入学式・卒業式、佐倉高校地域交流懇談会、平成27年度9都県市合同防災訓練、平成28年佐倉市消防出初式に出席した。

IV. 継続検討事項

事業計画案を参照のこと。

V. 西集会所リフォームの提言

2015年12月5日

佐倉白銀ニュータウン自治会
会長 許 進 一 様

佐倉白銀ニュータウン自治会
西集会所リフォーム検討委員会

西集会所のリフォーム等に関する提言

佐倉白銀ニュータウンは建設から20数年が経過し、人口減少と高齢化の進展が著しい。このような変化に対応するため、これまで三組織（自治会、管理組合、建築緑化協定運営委員会）の統合をはじめ、課題解決のための努力を積み重ねてきた。

しかしながら、少子高齢化と共用施設老朽化のテンポは加速化しており、自治会を持続可能な組織として維持発展させていくために、一層の取り組みが喫緊の課題となっている。2014年度には会長顧問団から、「自治会運営の改善に関する意見書」が提出された。この意見書に基づき、2015年度は、西集会所リフォーム検討委員会（以下「検討委員会」という。）が設置された。

検討委員会では、定期総会での会員の意見も踏まえ、「使いやすさ・バリアフリー・省エネ」の3つの観点から西集会所のリフォーム内容を検討し、併せて業者選定及び費用の積算等を進めた。検討内容はその都度、役員会、班長会等に諮って合意を得るよう努めた。その結果、自治会は本年9月に西集会所リフォームの要望書を佐倉市に提出するに至った。

検討委員会は、西集会所のリフォーム及び集会所関連事項に関し、下記の通り提言する。

記

西集会所のリフォームは2016年度に行うものとする。

西集会所は、使い勝手・バリアフリー・省エネ等の観点から問題が指摘されてきた。そこで、検討委員会は、次の理由から2016年度中にリフォームを行うべきものとする。

- ①建替えを要する程には老朽化が進んでいないこと。
- ②建替えするには基金が足りないこと（3千数百万円ほどを要する）。
- ③建替えの場合、市の補助金が付くのは10年後になる見通しで、当面の課題解決は早急なリフォームを行うことで可能なこと。

なお、中長期的には、基金の積み立てとリフォームを計画的に行い、約30年後に建替えることを前提にした東西集会所リフォーム（建替え等）計画案（別紙1）を提示する。この利点は次の通り。

- ①これまで通り年百万円基金がたまるとすれば、30年後には3千万円になる。（現行の集会所新築補助金限度額は1000万円、増改築は800万円。）
- ②中長期的な修繕計画を立てることで、市の補助金を活用できる。
- ③30年後にどのような集会所が望まれるか現時点で見通すことは難しい。東西2か所の集会所をどのようにするかを含めての検討と住民の合意形成には時間をかけるとが必要となる。

1 西集会所リフォームの計画の概要は次の通りとする。

(1) 内部リフォームについて

ア 西集会所の平面図を基に、検討委員会でリフォームの基本設計を検討した。これに基づき、近隣の建築業者2社から見積をとり、ヒヤリングを行った。班長会の承認を得て、業者の選定は斎藤工務店（以下「工務店」と略す）に決定。2015年9月、佐倉市に補助金申請（100万円）を行った。

イ 主な工事内容（別紙2の平面図参照）

- ・納戸、和室2室を洋室に改修し、小集会室と事務室とする。（使い勝手を良く）
- ・玄関扉を引戸に改修。玄関及びトイレ入口の段差を小さくする。（バリアフリー化）
- ・男女トイレを改修し、省エネ型洋式便器に交換する。（使い勝手を良く・省エネ化）
- ・集会室のエアコンを省エネタイプに交換し、照明器具をLED化する。（省エネ化）

ウ 佐倉市より2016年1月に西集会所改修に対する補助金が承認された場合、2016年度定期総会で工事着手について提案し、議決を得る。

エ 具体的な工事日程等は、班長会・役員会の日程を考慮して工務店と協議して決める。工期は約2カ月が必要である。工事代金の支払いは、工務店と協議のうえ決める（できれば2016年に支払いを完了して領収書を市に提出）。

(2) 外部リフォーム等について

2016年度に補助金が承認されると、最短の次の補助金申請時期は2021となる。外部リフォームの申請を2020年10月末までに行うとすると、2019年に検討委員会を立ち上げることが望ましい。

外部リフォーム、外構工事等で取り組むべきことは、次の通り。

- ①屋根を含む建物の外部のチェックと塗装。
- ②バリアフリーを考えたアプローチの改良（防災倉庫及び集会所に荷物を出し入れできるよう駐車スペースの設置）。
- ③この時点で室内の壁紙や床などの劣化があれば、内部リフォームも工事対象。
- ④予算総額は内部リフォーム同様500万円位の見込み。

(3) その他の補修について

外部リフォーム工事等が終了した後は、建物の傷み具合や柵の劣化などを観察し、5年に一度の市補助金を活用できるよう計画的に工事を行うことが望ましい。

なお、集会所各種リフォーム工事に関しては、改修経過のわかる工務店を含むもう一社（市の補助金を使う場合は最低2社見積りが必要）の見積が望ましいと考える。

2 東集会所の大規模リフォームについては、将来見通しをもって行うこと。

東集会所は、2013年度に塗装で市から79万円の修繕補助金を受けているので、2018年に次回申請資格ができる。しかし、この際考えておかなければならないのは、将来白銀ニュータウンで2か所の集会所を必要とし、維持管理できるかである。

ここでは考慮すべき留意点を列記しておく。

- ①消防法上、現在の集会所では一か所につき年2回初期消火訓練の義務がある。
- ②管理人は西集会所のみに置く予定である（現行と同じ）。
- ③西集会所に加えて、東集会所の増改築（新築）の費用は大きく、現在の積立基金では困難である。
- ④光水熱費などの維持管理費、什器備品の保険料が必要となる。また新築・増改築時には建物の建築申請に係る諸費用及び地震保険を含む火災保険が必要となる。
- ⑤新築又は増改築をすると集会所の所有は佐倉市でなくなり、「無償の貸与」の形式ではなくなる。その結果、登記が大きな問題となる可能性がある。

以上の観点から、将来の集会所のあり方が決まらないうちは、東集会所の大規模なリフォームを行うことには慎重を期すべきものとする。

おわりに

リフォームの検討過程で改めていくつかのことを痛感した。一つ目は、共用施設の維持・管理・更新はそれだけで考えるものではなく、財政を含めた自治会運営を総合的・長期的に見つめながら行うことが必要だということである。二つ目は、共用施設は佐倉市の自治会施策や補助金のあり方と密接に関係しているということである。したがって、担当課との密接な連携のうえ最新の情報を確認することが必要である。

今回の検討委員会は、半年程の短い期間での実務的な議論が中心になった。今後、住民の多様なニーズを把握しながら、「地域コミュニティの活性化」の観点から、集会所の在り方が議論されることを期待したい。

西集会所リフォーム検討委員会委員名簿

氏 名	所 属
稲垣 光世	公募委員
川井田 徹	公募委員
萬崎 博昭	公募委員
吉崎 寧男	公募委員

*上記委員の他、共用施設管理委員会代表及び会長が毎回参加した。

検討委員会開催日

第1回	5月23日	第5回	8月2日
第2回	5月30日	第6回	8月27日
第3回	6月6日	第7回	11月7日
第4回	7月18日	第8回	12月5日

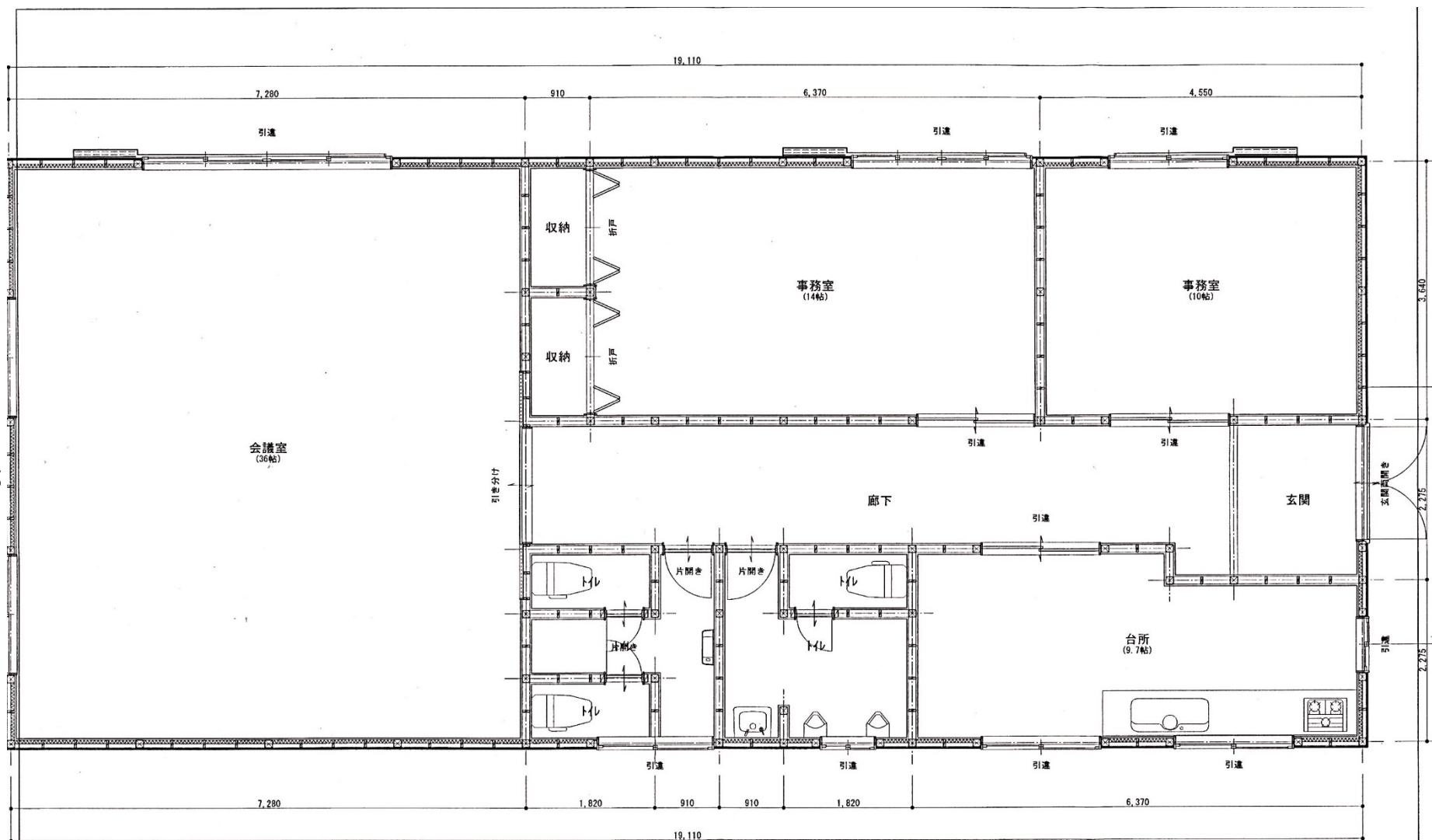
東西集会所リフォーム(建替え等)計画(案)

別紙1

2015/12/5

リフォーム内容		西暦 20××年	15/16	17/18	19/20	21/22	23/24	25/26	27/28	29/30	31/32	33/34	35/36	37/38	39/40	41/	/46
【主要マイルストーン】 ・内外部リフォーム及び補修 ・西集会所建替え				◇2016内部リフォーム実施 (約2か月)		◇2021外部リフォーム実施 (約3か月)		◇2026内外部補修実施 (約2か月)			◇2031内外部補修実施 (約2か月)		◇2036内外部補修実施 (約2か月)			西集会所建替え◇ (2046) ◇2041内外部補修 実施 (約2か月)	↑
西 集 会 所	1. 内／外部リフォーム	リフォーム検討委員会 (計8回開催)	◇9月 佐倉市へ西集会所 リフォーム補助金申請 ◇1月補助金承認(予定)		◇9月 佐倉市へ西集会所 リフォーム補助金申請 ◇1月補助金承認												
	2. 内／外部補修							◇9月 佐倉市へ西集会所 リフォーム補助金申請 ◇1月補助金承認		◇9月 佐倉市へ西集会所 リフォーム補助金申請 ◇1月補助金承認		◇9月 佐倉市へ西集会所 リフォーム補助金申請 ◇1月補助金承認		◇9月 佐倉市へ西集会所 リフォーム補助金申請 ◇1月補助金承認		◇9月 佐倉市へ西集会所 リフォーム補助金申請 ◇1月補助金承認	
	3. 建て替え ①建て替え費用:基金積立一百万円／年×30年＋ 佐倉市新築補助金最高一千万円＝約四千万円 ②集会所撤去費用:約二百万円							西集会所建替え(一次検討)		西集会所建替え(二次検討)		西集会所建替え(三次検討)		西集会所建替え(四次検討)		西集会所建替え検討委員会 (2043～2045)	
東 集 会 所	1. 東集会所補修及び建替え	2013修繕実施 ◇		◇9月 佐倉市へ西集会所 リフォーム補助金申請 ◇1月補助金承認													
				◇4月定期総会で 工事着手決議													
			◇以降5年ごとに補修実施するとともにH58東西集会所機能を 統合した新たな集会所を建替えることも検討する。														

◇以降5年ごとに補修実施するとともにH58東西集会所機能を
統合した新たな集会所を建替えることも検討する。



＜西集会所リノベーション案＞

(有) 齊藤工務店

〒285-0044
千葉県佐倉市上代189

TEL: 043-484-2399
FAX: 043-484-3470

特記事項

承認 設計

作成日

2016年1月14日

縮尺

1/50

工事名称

佐倉市白銀集会場様 様邸 リフォーム工事

図面名称

平面詳細図(1階)

VI. 各専門委員会活動報告

【総務委員会】

1. 自治会管理に関する活動

- (1) 入退会状況を把握し、関係委員会等への通知、並びに自治会員台帳および班長当番管理表（電子データ）の管理・整備と更新を行った。
- (2) 未加入世帯、店舗等、空き地、空き家も含めた全地番の実態を調査・把握して加入状況の基礎データを確保した。
- (3) 自治会会員からの照会窓口となった。
- (4) 個人情報保護の観点から、白銀自治会会員名簿の全戸配布を取りやめ、自治会業務に必要な最小限の部数で名簿を作成した。
- (5) 佐倉白銀ニュータウン自治会会則および細則の改正案を作成した。（第3号議案として提案）

2. 総会、班長会及び役員会の事務局業務

- (1) 会議（総会・班長会・役員会）の予定表の作成と開催の通知を実施した。
- (2) 班長会の議事録作成及び回覧を行った。
- (3) 総会議案書を編集、発行した。
- (4) 会場準備、出欠・委任の把握を行った。

3. 他の委員会活動に属さない自治会の総務的事項

- (1) 次年度の班長選任および新班長説明会・新役員選出の事務と運営を行った。
- (2) 共用施設管理費未払い世帯への支払い依頼を、担当班長を通じて実施してもらい、未払い世帯17件のうち、12件より管理費を回収した。
- (3) 自治会加入案内の案を作成した。
- (4) 「白銀ニュータウン生活心得」ファイルの作成をサポートした。自治会規約を必要部数、作成し、ラベル貼り付けを全班長に実施してもらい、各班長を通じて全戸配布を行った。配布のための説明資料を作り、未加入者・店舗への配布についても対応した。

【環境美化・地区計画運営委員会】

<環境美化委員会>

1. ゴミゼロ運動への参加

県下統一の美化キャンペーンに参加して、公園及び周辺の清掃活動を実施した。

日時：平成27年5月31日（日）午前9時～10時

参加者数：約264名

2. 定期清掃を実施

団地内全公園及び周辺区域の草刈りと清掃活動を実施した。

第1回 平成27年 7月26日（日） 午前8時～9時

参加者数：約324名

第2回 平成27年10月25日（日） 午前9時～10時

参加者数：約280名

3. 環境美化キャンペーンを実施

(1) ペット糞害対策の回覧を実施

- ・注意喚起看板等の破損交換。

(2) 猫の正しい飼い方の回覧

(3) 市へ改善要望書を提出

- ・年間合計7件を提出し、全て回答受領済。

4. 東西集会所の草刈り及び樹木の剪定を実施

平成27年6月と10月 シルバー人材センターに依頼して実施した。

5. 住民からの依頼に対応

- ・繁茂した樹木の剪定依頼の窓口 5件対応。

<地区計画運営委員会>

1. 「地区計画等に関する都市計画の決定等申出書」の提出

白銀地区計画導入に係る「地区計画等に関する都市計画の決定等申出書」を平成27年7月28日付で佐倉市に提出した。

この申出書を受け、佐倉市都市部都市計画課から9月25日「地区計画等に関する都市計画の決定等申出に対する結果通知書」が発出され、都市計画決定に関する手続きが開始されることとなった。

2. 地区計画の原案縦覧について

上記「結果通知書」を受け、地区計画の原案の縦覧について（お知らせ）を白銀地区居住者全員（商店等含む）に配布し周知した。なお、縦覧期間は、平成27年10月15日（木）から10月29日（木）までとされたが、特に意見書の提出はなかったことを佐倉市から連絡あり。

3. 都市計画法に基づく地区計画の案の縦覧

上記2項の縦覧結果を受け、都市計画法第17条第1項の規定に基づき「白銀地区地区計画の案の縦覧の周知について（依頼）」の佐倉市からの文書を白銀地区居住者全員（商店等含む）に配布した。なお、縦覧期間は、平成27年12月15日（火）から12月29日（火）までとされたが、特に意見書の提出はなかったことを佐倉市に確認した。

4. 都市計画審議会

平成28年2月10日（水）都市計画審議会が開催され、「白銀地区地区計画」が承認された。

5. 地区計画の決定告示、決定の周知及び手引書の配布

平成28年3月25日（金）に決定告示された。その後、居住者への決定周知の回覧を行うとともに地権者への周知は佐倉市都市計画課で行われた。また、地区計画の手引きについては、「白銀ニュータウン生活心得」ファイル用として居住者全戸に配布した。

【広報委員会】

1. 文書等の回覧及び配布

- (1) 毎月2回(第2、第4土曜日)に仕分け作業と配布を実施した。
- (2) 各班の配布部数の把握、管理

- (3) 回覧板用品としての整理棚の整理
- (4) 回覧板の補充 (市役所より)
- 2. 白銀ニュータウン自治会広報「しろがね新聞」の発行
 - (1) 年間3回(7月・12月・3月)しろがね新聞を発行した。
 - (2) 新聞の原稿の依頼、編集、校正及び印刷作業をした。
- 3. 掲示板の維持及び管理
 - (1) 掲示物の審査及び許可(ポスター押印)
 - (2) 会員及び公共機関からの依頼ポスターの掲示と期限管理
 - (3) 7箇所の掲示板(白銀・大福寺・尾山・堀上・大廻り各公園、東・西集会所)の点検、清掃を実施した。
- 4. 自治会便利表の発行
 - (1) 7月に発行した。
 - (2) 主な構成内容
 - ・白銀自治会・白銀小学校運営委員会の役員構成
 - ・関係公共機関の連絡先
- 5. 白銀限定データ放送「あなたのまち」
 - (1) 6～8月 ケーブルネット296との打ち合わせ
 - (2) 各委員会からの原稿とりまとめ、ケーブルネット296への放送業務の実施
- 6. 各種募金活動のとりまとめ
 - (1) 7月 「愛の1円募金」の案内、寄付金の回収・納付。会員への結果報告実施
(43, 387円)
 - (2) 10月 「赤い羽根募金」の案内、寄付金の回収・納付。会員へ結果報告実施
(57, 792円)
 - (3) 12月 「歳末助け合い募金」の案内、寄付金の回収・納付。会員へ結果報告
(47, 469円)

【防災委員会】

- 1. 全体活動
 - (1) 自主防災組織防災役員 防災事務局員として、自主防災関係団体の活動に参画し活動の連携を図り活動した。
 - (2) 白銀ニュータウン防災訓練 企画・運営。今年度は雨天中止を避け、雨天時も訓練実施可能な、実効的プランを詳細に検討し、企画立案及び実施した。
- 2. 主な活動 (*詳細については、自主防災組織 事業活動報告を参照)
 - (1) 自主防災専任者会議に参加(全11回)
 - (2) 平成27年度白銀ニュータウン自主防災組織防災役員名簿作成協力
 - (3) 自主防災組織規約の改正、防災基本計画の改正協力
 - (4) 平成27年度佐倉市水防訓練への参加(6月7日(日) 役員3名参加)
 - (5) 防火貯水槽、消火栓の標識等のチェック(6月13日(土) 役員5名参加) [注]

- (6) 防災用資機材の確認、点検（6月27日（土）約20名参加）
- (7) わが町減災マップ演習（7月4日（土）参加者12名、役員3名参加）
- (8) 避難行動要支援者名簿の作成については、佐倉市でとりまとめることとなったため、自主防災組織としては佐倉市からの名簿提示待ち
- (9) 第36回九都県市合同防災訓練（千葉会場）への参加（8月29日（土）役員2名、班長約10名参加）
- (10) 防災ラジオの配置・整備（班長に加え集会所及び自主防災専任委員への配置）
- (11) 平成27年度白銀ニュータウン防災訓練（10月31日（土）参加者65名）
- (12) 減災講座・防災ゲーム（12月5日（土）（参加者23名、役3名参加）
- (13) 防災ガイドブックの全戸配布
- (14) 白銀自主防災組織 防災行動マニュアル作成・検討（定期総会にて概要説明）
- (15) 白銀ニュータウン生活心得【白銀ニュータウン自主防災組織関係資料】作成
- (16) 来年度防災訓練の準備

【注】 白銀ニュータウン内防火設備確認結果
→標識も確認でき、不備は無かった。

	防火水槽	消火栓	合計
1丁目	1	5	6
2丁目	2	4	6
3丁目	1	2	3
4丁目	1	5	6
合計	5	16	21

【防犯・交通委員会】

1. 全体活動

- (1) 定期的な防犯パトロール及び路上駐車状況調査を実施
- (2) 防犯、交通に関する備品の点検の実施及び街路に設置の防犯幟旗／標識の整備
- (3) 防犯研修会、防犯情報連絡会等へ参加／出席

2. 防犯関係活動実績

(1) パトロール

- ① 毎偶数月に一回、警察官／白銀防犯パトロールボランティア【注】との合同パトロールを年間5回（6、8、10、12、2月）実施

【注】 白銀防犯パトロールボランティア 登録15名（平成28年2月現在）

- ・代表者： 久木孝之
- ・メンバー：片桐廣八郎、千葉景四郎、白木良樹、藤代 茂、後藤信雄、大谷洋機
押木幸也、永井成志、三浦利勝、倉島 陽、小松良延、根岸保雄、須賀 隆、花田
あつ子（順不同・敬称略）
- ・活動：毎週2回（火、木曜日の夕刻）にパトロールを実施

- ② 毎奇数月第2土曜日に当委員会による防犯パトロールを年間5回実施（11月雨天中止）

- (2) 「さくら防犯パトロールネットワーク」に登録（4月）し、佐倉警察署より犯罪情報を入手
- (3) 志津コミュニティセンターにおいて開催された佐倉市防犯組合主催の「防犯研修会」に参加し、佐倉警察署より「防犯指導員」を受嘱（5月）

- (4) 「移動交番」と連絡を取り合い、日時を指定し住民への回覧による周知
- (5) 佐倉音楽ホールにおいて開催された「さくら防犯ネットワーク」の定期総会に出席(6月)
- (6) 佐倉市中央公民館にて開催された「さくら防犯ネットワーク」の佐倉・根郷・和田・弥富地域防犯情報連絡会」に出席(10月)
- (7) 西集会所フェンスに設置の防犯幟旗取り換え(10月)
- (8) 千葉県印旛合同庁舎駐車場にて開催された佐倉警察署主催の「年末年始特別警戒取締りに伴う出動式」に参加(12月)
- (9) 京成佐倉駅にて実施された佐倉市役所主催の「防犯キャンペーン」に参加(12月)
- (10) 東集会所フェンスに防犯幟旗設置、大福寺公園フェンスに「電話 de 詐欺」幟旗設置(12月)

3. 交通関係活動実績

- (1) 白銀住民からのグリーンバス運行に関する要望書に基づき、ちばグリーンバス株式会社に対し昼間におけるJR便増便の検討を要望(9月)
- (2) 東日本大震災の影響と思われる白銀地区市道全域の ①マンホール周りアスファルト表面クラック及び ②市道の損傷・劣化状況を調査、係る補修に関し佐倉市役所(道路維持課)へ二件の要望書を提出(10月)。
 - ①回答書 「27 佐道維第 29 号 - 187/平成 27 年 11 月 13 日」を受領(11月)
平成 28 年 1 月補修工事実施完了
 - ②回答書 「27 佐道維第 29 号 - 197/平成 27 年 11 月 24 日」を受領(11月)
来年度修繕工事実施予定
- (3) ちばグリーンバス JR 便の増便要望に関し、グリーンバス株式会社との 2 回目の面談を行い、検討継続を要望(11月)
- (4) 8 月～10 月の期間において路上駐車状況の調査を 3 回実施し、調査結果及び迷惑路上駐車自粛のお願いを回覧(12月)
- (5) 平成 26 年度道路補修関係要望書提出分の工事終了(1月)
 - ① 白銀小学校正門前横断歩道の塗装
 - ② 白銀 3 丁目周回道路中央線及び車道外側線の塗装
- (6) ちばグリーンバス JR 便に関し、佐倉市役所へ要望書を提出(2月)
 - ・ 要望書件名：昼間における白銀 NT～JR 佐倉駅間のバス便について
 - ・ 要望書提出日：平成 28 年 2 月 15 日
 - ・ 受理番号： 845/担当課 都市計画課

【住民・地域交流委員会】

より身近で、身の丈に合った住民・地域交流を推進するため、委員会発足の第 1 年度にあたる本年度は次のような活動を実施した。

1. 年間の住民・地域交流イベントの実施

- (1) 白銀小学校第 12 回地域ぐるみ大運動会への参加(5月23日(土))
住民・地域交流委員会の発足および日頃の住民交流、地域交流をアピールするため、白銀レ

ースに委員会全員で参加。

- (2) 白銀小学校体育館で「認知症サポーター養成講座」を開催（6月28日（日））
佐倉市の出前講座を利用。劇団南座による寸劇、認知症についての講演、佐倉地域包括支援センターによる体操等を交え、認知症についての知識を深めた（参加者50名）。
- (3) 「第4回作って飛ばそう！ペットボトルロケット」を開催（10月3日（土））
「ペットボトル・ロケット打上げ」実行委員会と共催（親子を含め参加者40名）。
- (4) 白銀小学校体育館で「第1回クリスマスコンサート」を実施（12月12日（土））
白銀小合唱部、東中吹奏楽部、消防音楽隊による音楽コンサート。お楽しみ抽選会も実施し、住民交流を深めた（参加者288名）。
- (5) 佐倉わくわく体操会の開催の支援（3月～5月）
「介護予防」を目的として、全国で展開されている「いきいき百歳体操」をアレンジした「佐倉わくわく体操」の白銀地域での普及に取り組む実行委員会を住民・地域交流委員会の活動の一環として支援。運動サポーターの派遣のほか、最初の1か月間および3か月に佐倉市高齢福祉課の職員が体力測定等に訪れるなど、佐倉市もモデル事業として推進。

2. PR 活動

○「住民・地域交流だより」等（年9回）の発行

- Vol.1：平成27年度、特に上半期の白銀地域イベント予定紹介（5月9日＜全戸配布＞）
- Vol.2：「認知症サポーター養成講座」へのお誘い（5月23日回覧）
- Vol.3：サポーター養成講座「知っておきたい認知症の基本と予防」～自分の家族と地域のために出来ること～ 当日スケジュール（6月13日＜全戸配布＞）
- Vol.4：6月28日認知症サポーター養成講座報告（7月25日回覧）
- Vol.5：平成27年度下半期の白銀地域イベント予定紹介（9月12日付）
- Vol.6：「クリスマスコンサートへのお誘い」（11月12日付回覧）
- 号外：12月12日のクリスマスコンサートのプログラムの全戸配布（12月28日）
- Vol.7：「クリスマスコンサートのご報告」（1月9日付回覧）
- Vol.8：平成28年度、特に上半期の白銀地域イベント予定の紹介

3. その他

- (1) 佐倉地域包括支援センターの講座開催の窓口および場所の提供
10月29日、白銀西集会所「成年後見人制度について」
- (2) 会長席と協力して、佐倉東部地区社会福祉協議会に理事として参加（活動内容についてはⅢ. 会長席の従来からの活動報告4.（3）参照）
- (3) 白銀小学校開放委員会への参加（年6回）
同委員会は、5/14、7/10、9/4、10/30、1/15、2/19 の全6回開催された。
主な議題は、白銀小学校施設（主に体育館やグラウンド）の利用報告、日程調整、及び、施設使用上の留意事項等。主な委員構成は、委員長、白銀小学校教頭、PTA/自治会/子供会等からの各委員。

(4) 日本赤十字社、佐倉市社会福祉協議会への寄付(募金)の呼びかけ等(10月)

会長席とともに、千葉県日本赤十字社および佐倉市社会福祉協議会への寄付を呼びかけ、各班長が寄付金を集金した。11月の班長会時に佐倉市社会福祉課と佐倉市社会福祉協議会の職員が来訪し、集計・計算をしたうえで、寄付金を受領(日本赤十字社合計334,500円;佐倉市社会福祉協議会合計324,500円)。

【共用施設管理委員会】

1. 集会所の維持管理

参考規約 佐倉白銀ニュータウン集会所管理規約、同《細則》

佐倉白銀ニュータウン集会所使用規則

(1) 管理人の採用と受付業務の委託及び連絡体制

- ① 管理人(2名)との委託契約を締結し、使用受付・貸出業務を委託。
 - ・毎週2日(火・金)の西集会所での利用受付業務と利用者への鍵貸与および回収。
 - ・集会所利用料とコピー機使用料の徴収。
- ② 管理人への給与支払い。
- ③ 管理人との情報交換等の実施による集会所運営の維持管理。

(2) 集会所の設備管理

- ① 西集会所コピー機のリース契約更新(機種は後継機種に変更)。
- ② 東西集会所の什器備品の火災保険加入。
- ③ 東西集会所の防災点検(佐倉防災に依頼)およびその結果に基づく誘導灯の更新。
- ④ 西集会所のリフォーム計画
ボランティアで構成されたリフォーム検討委員会に参加して、集会所の長期使用を可能にするための改修計画を立案した。

(3) 集会所に関する規約・規則の見直し

「集会所管理規約」、「集会所管理規約《細則》」、「集会所使用規則」を運用実態に合わせて整理し、改正案を作成した。

(4) 集会所関連利用状況及び収入（平成 27 年 4 月～平成 28 年 2 月末実績）

月	有料使用件数・使用料			無料使用件数	合計件数	施設別件数内訳	
	一般会員 件数	集会所 使用料 (円)	コピー 使用料 (円)	自治会	一般+自 治会	東集 会所	西集 会所
4	42	19,700	150	21	63	27	36
5	34	15,600	15,790	16	50	22	28
6	41	17,400	560	18	59	25	34
7	37	17,600	6	19	56	22	34
8	32	13,600	180	16	48	19	29
9	41	14,400	234	14	55	21	34
10	38	17,500	15,792	20	58	25	33
11	36	16,700	336	15	51	22	29
12	35	14,900	774	16	51	22	29
1	29	13,100	6	18	47	20	27
2	38	18,100	228	17	55	27	28
3	31	—	—	19	50	22	28
計	434	178,600	34,056	209	643	274	369

収入合計 212,656 円（集会所利用料、コピー機使用料）

2. 防犯灯の維持管理

(1) 防犯灯電気代の支払い（東京電力へ）

一般防犯灯（一括払い）：1,688,137円

三丁目遊歩道の防犯灯（月払い）：合計 89,238円（H.28年2月まで）

(2) 防犯灯の修理依頼受付・業者への発注、修理状況管理

平成27年度修理受付件数（2月末現在） 11件

修理費用（2月末支払済分） 130,680円（11灯分）

(3) 佐倉市への補助金申請

管理費上期申請 438灯分 補助金 702,550円

管理費下期申請 438灯分 補助金 702,550円

修繕費上期 2灯分 補助金 11,800円

修繕費下期 9灯+LED化 補助金 280,840円

年間合計 1,697,740円

(4) すべての防犯灯（371灯）のLED化

工事及び東電への届け出等費用 10,022,400円

(5) 防犯灯設置借地代金及び住宅表示板設置料金の支払い

防犯灯電柱設置借地費用 9,000円（@1,000円／年×9件）

(6) 三丁目遊歩道の防犯灯電気代

佐倉市の管轄であるが、従来当自治会が支払ってきた。（理由不明。年間約10万円）

佐倉市と協議した結果、支払いは今年度限りで、次年度からは市に移管となった。

3. ゴミ集積場の維持・管理

(1) 防護ネットの交換

会員より依頼のあったゴミ集積場の防護ネットを交換。(2月末時点で10件)
ストックとして10枚購入。

(2) ゴミ集積場の塗装調査及び修繕工事

一丁目の塗装剥がれの状態を業者と共に見て回り、状態の悪い個所の修繕見積をとり、工事を実施。合計13か所。

【会計委員会】

1. 自治会事業活動費及び共用施設管理費の管理

(1) 現金、預金通帳、預金証書の管理

(2) 会計帳簿及び領収証書等証拠書類保管管理

(3) 月次予算実績対比表、半期予算実績対比表の作成

(4) 平成27年度収支決算作成

(5) 平成28年度収支予算(案)作成

2. 自治会費及び共用施設管理費の集金・納入(班長会で実施要領の説明を行った)

(1) 自治会費の集金・納入

- ・会員からの集金は6月末に実施、全員の方からご協力頂いた。
- ・班長による会費の納入も納入依頼期日の7月12日までに、ほぼ完了した。

(2) 共用施設管理費の集金・納入

- ・管理費の集金は4月から翌年3月までの1年分を6月末に実施した。
- ・班長による管理費の納入も納入依頼期日の7月12日までに、ほぼ完了した。

3. 自治会経費及び共用施設維持管理費用の支払い(班長会及び役員会で実施要領の説明を行った)

(1) 自治会経費

- ・経費の支払いは、支払明細書(領収証書等証拠書類を添付)に基づいて行った。
- ・関係各委員会から提出される支払明細書には、会長及び委員長の承認印が押印されていることを確認した。
- ・預金口座からの自動引落分は関係各委員から請求書/領収証書が添付された支払明細書が提出され、会長及び委員長の承認印が押印されていることを確認した。

(2) 共用施設維持管理費用

- ・維持管理費用の支払いは、支払明細書(領収証書等証拠書類を添付)に基づいて行った。
- ・共用施設委員会から提出される支払明細書には、会長及び委員長の承認印が押印されていることを確認した。

4. 自治会費減額に伴う班長活動費の削減の提案

- (1) 班長会で承認されたが、予算が総会決議事項のため、今年度は班長からの自主返納とした。

VI. 平成27年度 役員及び班長(委員)一覧

班名	氏名	丁目	番地	号	担当部門	役 職
101	芹川 正				環境美化・地区計画運営委員会	副委員長
105	大畑 正二				住民・地域交流委員会	委員
108	橋本 かおり				環境美化・地区計画運営委員会	委員
109	佐野 君芳				防災委員会	副委員長
111	木村 次郎				環境美化・地区計画運営委員会	副委員長
112	松尾 徳善				住民・地域交流委員会	委員
113	小倉 允生				広報委員会	副委員長
115	河合 仁六				総務委員会	副委員長
116	高丸 健				環境美化・地区計画運営委員会	委員
117	津田 安由子				防犯・交通委員会	副委員長
118	山本 誠				広報委員会	委員
119	中島 澄男				共用施設管理委員会	委員長
120	竹野 操				共用施設管理委員会	委員
121	小林 俊教				環境美化・地区計画運営委員会	委員
122	鈴木 義治				会計委員会	委員
205	村上 文啓				防災委員会	副委員長
206	八巻 修				住民・地域交流委員会	副委員長
207	脇田 浩樹				共用施設管理委員会	委員
211	加藤 茂				会長席	副会長
212	中村 大介				総務委員会	副委員長
214	難波 修造				環境美化・地区計画運営委員会	委員
217	砂子 信弥				防犯・交通委員会	委員
218	今岡 修司				会計委員会	副委員長
220	新宅 賢二				広報委員会	委員
301	水口 達				防犯・交通委員会	委員
305	小谷野 澄雄				共用施設管理委員会	委員
306	四釜 千恵子				共用施設管理委員会	委員
307	鈴木 晋				広報委員会	委員
308	花田 宗明				防犯・交通委員会	委員長
310	手島 康				住民・地域交流委員会	委員
311	平野 広子				広報委員会	委員
312	神 勝義				共用施設管理委員会	副委員長
313	堀籠 健				住民・地域交流委員会	副委員長
314	松野 隼三				会長席	副会長
315	加瀬 正俊				総務委員会	副委員長
316	柳田 邦夫				環境美化・地区計画運営委員会	委員長
317	中橋 政行				防災委員会	委員長

班名	氏名	丁目	番地	号	担当部門	役 職
318	許 進一				会長席	会長
319	佐藤 正彦				会計委員会	委員長
320	上野山 真				総務委員会	委員長
322	鶴岡 克己				広報委員会	委員長
323	藤本 克己				環境美化・地区計画運営委員会	委員
401	甲斐 渉				住民・地域交流委員会	委員長
402	亀村 正己				環境美化・地区計画運営委員会	委員
406	原田 重信				共用施設管理委員会	副委員長
407	小井川 令子				環境美化・地区計画運営委員会	委員
410	大谷 忠博				総務委員会	副委員長
411	池澤 龍三				会計委員会	副委員長
412	永松 信介				防災委員会	委員
414	佐野 勝昭				会長席	副会長
416	富澤 和彦				防犯・交通委員会	委員
418	柴崎 昌美				広報委員会	副委員長
419	松山 奈緒美				防犯・交通委員会	副委員長

27年度監査委員

班名	氏名	丁目	番地	号	担当部門	役 職
306	四釜 千恵子				監査	監査委員
311	平野 広子				監査	監査委員

第25回定期総会議長団

班名	氏名	丁目	番地	号	担当部門	役 職
121	小林 俊教				定期総会	議長
416	富澤 和彦				定期総会	副議長
323	藤本 克己				定期総会	書記
116	高丸 健				定期総会	書記

(第2号議案) 平成27年度収支決算報告

平成27年度佐倉白銀ニュータウン自治会の収支決算について、次のとおり報告いたします。

(1) 自治会一般会計

(平成28年2月29日現在)

単位：円

	科 目	予算	決算	内 容
収入の部	自治会費			
	市委託金			
	市交付金			
	預金利息			
	その他			
	収入合計			
支出の部	総務費			
	環境美化費			
	広報費			
	防犯交通費			
	住民・地域交流費			
	備品費			
	事務費			
	役員（班長）活動費			
	保険費			
	協力金			
	自主防災組織負担金			
	支出合計			
収支計（単年度余剰金）				

(2) 自治会一般会計剰余金処分案

単位：円

平成26年度繰越金			
平成27年度単年度剰余金			
平成27年度累計剰余金			
処分（共用施設特別会計に繰入）			
次年度繰越金			

(3) 共用施設管理一般会計

単位：円

	科 目	予算	決算	内 容
収入の部	共用施設管理費			
	防犯灯市補助金			
	預金利息			
	雑収入			
	集会所修繕費市補助金			
	共用施設特別会計より繰入			
	収入計			
支出の部	防犯灯敷地使用料			
	防犯灯電気料			
	防犯灯修繕費			
	住居表示案内板修繕			
	ごみ集積所費用			
	集会所管理人給与			
	集会所管理費			
	集会所修繕費・補修費			
	事務費			
	雑費			
	特別積立金			
	支出計			
収支計（単年度余剰金）				

(4) 共用施設管理一般会計剰余金処分案

平成 26 年度繰越金			
平成 27 年度単年度剰余金			
平成 27 年度累計剰余金			
処分（共用施設特別会計に繰入）			
次年度繰越金			

(5) 共用施設特別会計

単位；円

	科 目	予算	決算	内 容
集会所 改修建 替え積 立金	前年度繰越金			
	雑収入／預金利息			
	特別積立金			
	一般会計からの繰入額			
	次年度繰越金			
旧管理 組合 譲渡基 金	前年度繰越金			
	雑収入／預金利息			
	一般会計への繰入額			
	次年度繰越金			
建築緑化 運営基金	前年度繰越金			
	次年度繰越金			

(6) 自治会の銀行預金口座明細

単位；円

金融機関	預金種別	預金名義	残 高
残 高 計			

平成 27 年度 会計監査報告

佐倉白銀ニュータウン自治会

会長 許 進 一 様

会計監査 四釜 千恵子 ⑩

平野 広子 ⑩

平成 27 年度の佐倉白銀ニュータウン自治会における一般会計及び特別会計の会計監査を実施した結果、いずれも適正に処理され、正確であることを報告いたします。

記

1. 監査対象会計 (1) 一般会計
 (2) 特別会計
2. 監査対象期間 自 平成 27 年 4 月 1 日
 至 平成 28 年 3 月 31 日
3. 実施日 平成 28 年 4 月 5 日
4. 監査対象物件 (1) 預貯金通帳、貯金証書
 (2) 会計出納帳簿
 (3) 請求書、領収書、明細書等の証憑書類
 (4) 収支決算書

以上

(第3号議案)

自治会会則・規約等の改正について (下線太字部分が追加・変更、二重取消線が削除)

(1) 自治会会則の改正

佐倉白銀ニュータウン自治会会則の改正(案)

第8条 (班長会)

1. 班長会は総会に次ぐ決議機関であって、役員を含む班長で構成し、必要に応じて会長が招集する。班長会の開催は2分の1以上の出席者をもって成立する。

第11条 (役員の選出)

会長、副会長、各委員の代表(委員長および副委員長)は班長または会員の中から選出し総会で承認を受ける。

第17条 (任 期)

役員、監査及び班長の任期は定期総会から次期定期総会までとし、その再任は妨げない。
再任者の任期は2期までとし、この場合の運用は別途定める。

附 則

- (1) この会則は平成4年7月より施行する。会務執行上必要なる細則は役員会で制定する。
- (2) 第9条(1)項③号の会計を3名に改め、平成18年4月9日より施行する。
- (3) 第12条(連絡長)を削除し、本会則第13条から第21条までを、それぞれ第12条から第20条までに改め、平成18年4月9日より施行する。
- (4) 第6条の総会開催時期を訂正、第12条に第1項、第2項を追加、第13条(専門委員)、第14条、(民生委員、児童委員)、第15条(賛助会員)第17条(事業報告及び決算)を追加。本会則第13条から第20条までを第16条から第24条までに改め、第21条に共用施設管理費を追加し、平成24年4月29日より施行する。
- (5) ・第8条に班長の選出・任務について記述追加
 - ・第9条、第10条、第11条の「専門委員会」の名称については、第14条の「専門委員」と明確に区別するため、「委員会」に改める。
 - ・第9条第2項(1)号③、④の定義を訂正(「会計」の定義を削除し「副委員長」の定義を追加)、また、役員の定義から、第2項(2)号～(4)号(「班長」、「監査」、「通常役員と称する」)を削除。
 - ・第10条の題名を(役員及び班長の任務)から(役員の任務)に訂正、また(4)号に「副委員長」定義追加し、従来の(4)号～(6)号の定義(「会計」「班長」「監査」)を削除
 - ・第11条の(2)、(3)の定義(「監査」、「班長」)を削除

- ・第12条（総会議長団 及び 監査委員の選出）を追加し、従来の本会則第12条から第21条までを第13条から第22条までに改める。
- ・第22条（祝金、慶弔金）を削除
- ・以上について平成25年4月21日より施行する

(6)・第8条班長会の成立要件を追加する。

- ・第11条役員の選出範囲を班長のみからを会員まで広げる。
- ・第17条役員再任の任期を定める。
- ・以上について平成28年4月24日より施行する。

(2) 自治会会則《細則》の改正

佐倉白銀ニュータウン自治会細則の改正(案)

第17条 (任 期)

役員を再任した場合、役員業務を除く班長業務（第8条（班長会）3項に定める業務）を行わない。

第20条（会則の改正）

本細則の改正は総会出席の3分の2以上の同意を必要とする

第21条（経 費）の細則

会の経費は会費、共用施設管理費及びその他の収入をもって充てるものとする。

(1) 役員及び班長に対しては、活動費を支給する。支給額は以下のとおり定める

- | | |
|----------------------------|--|
| ① 会長、副会長、各委員会委員長、会計委員会副委員長 | 年額 24,000 円 <u>10,000 円</u> |
| ② 委員会副委員長（会計委員会副委員長を除く） | 年額 10,000 円 <u>5,000 円</u> |
| ③ 班長(上記①、②を除く) | 年額 5,000 円 <u>3,000 円</u> |

(2) 本会の収支は全て会長の承認を得るものとする。

(3) 役員会が推薦する自治会機能を補完する活動・行事については、事前に班長会で、支出の理由・内容及び金額の承認を得ることにより、その活動・行事に係る経費の一部を負担することができる。

(4) 共用施設の特別会計に移管した従来の特別積立金(自治会費特別会計)については、以下のように定める

- ① 移管した特別積立金の扱いについては共用施設維持管理規約に定める。
- ② 自治会一般会計の剰余金から、移管後の積立金へ積み増しすることができる。

(5) 本会の予算並びに決算は総会に於いて承認を得るものとする。

(6) 白銀ニュータウン自主防災組織の運営に関する経費は本会より拠出する。

附 則

- ・この細則第16条第3項は、平成10年4月19日より施行する。
- ・この細則第16条第3項、第4項及び第5項は、平成14年4月14日より施行する。
- ・この細則第17条第4項、及び第8項は平成16年6月1日より施行する。
- ・この細則第16条第1項の会計2名を3名に改め、また第17条第3項を追加し、従来の第3項から第9項までを第4項から第10項までに改め、平成18年4月9日より施行する。
- ・この細則第16条を第20条、第17条を第21条と改め、第20条に共用施設管理費及び第6項を追加し、平成24年4月29日から施行する。
- ・この細則に第9条を追加する。また、第20条を第21条、第21条を第22条と改め、第21条第1項の内容を改めて、役員及び班長の活動費の具体的な金額を記載、第22条の会費の内容を改めて、平成25年4月21日より施行する。
- ・この細則の第9条(4)防災・防犯・交通委員会を削除し(4)防災委員会と(5)防犯・交通委員会に分割して追加する。(5)イベント委員会を削除する。(6)共用施設・集会所管理委員会の名称から「・集会所」を削除する。新たに(8)住民・地域交流委員会を追加する。第21条(4)の積立金に関する条文を削除し、共用施設への移管に伴う扱いを定めた条文に変更する。22条1.(1)の会費の金額を変更する。(2)の納入期間の規定を削除し、新たな規定に変更する。以上を平成27年4月19日より施行する。
- ・この細則の第10条役員の任務に再任役員の除外業務(班長業務)を定める。第20条会則の改正に細則の改正に必要な要件を定める。第21条経費の(1)役員及び班長に対して支給する活動費の額を変更し、平成28年4月24日より施行する。

(3) 集会所管理規約の改正

佐倉白銀ニュータウン集会所管理規約の改正(案)

第1条(目的)

この規約は、佐倉白銀ニュータウン東集会所並びに西集会所(以下「集会所」という。)の管理運営に関し必要な事項を定め、集会所の維持運営を円滑に行うことを目的とする。

第2条(管理責任者及び補助者)

集会所の管理責任者(以下「管理者」という。)は自治会会長とし、補助者は自治会副会長とする。

第3条(運営)(実務)

集会所管理運営の実務は共用施設管理委員会が行う。

~~2. 管理運営の細則は別途定める。~~

第4条 (共用施設管理委員会の実務) 現行の集会所管理規約<細則>第2条から挿入

1. 共用施設管理委員会の業務は以下のとおりとする。
 - ア. 集会所建物の維持管理（建物の定期的な手入れ、修理、清掃など）
 - イ. 集会所の設備の維持管理（エアコン、消防設備、畳表の張り替え、障子の張り替え、蛍光灯の交換など）
 - ウ. 鍵の引き継ぎ確認
 - エ. 集会所使用に関わる窓口の業務と記録、連絡、使用料金の徴収
 - オ. **第8条**に定める集会所管理人（以下「管理人」という。）の監督
 - カ. 防火管理責任者との連絡
2. 第1項のア、イについては計画的に行わなければならない。但し班長会の承認を得て、外部に委託することができる。
3. 第1項の**エ**については、本自治会が委託する管理人に業務を任せることができる。

第5条 (鍵の管理) 現行の集会所使用規則第5章第19条から挿入

1. 鍵の管理は次項以下のとおり行うものとし、担当者が交替する場合には、共用施設管理委員会が責任をもって鍵の引継ぎを確認する。
2. 一般貸出用の鍵には番号を付け、管理人が管理する。
3. 次の者には予備の鍵を各1本ずつ常時預け、集会所の管理、物品の管理、事務などの通常の業務や、緊急の事態に備える。
 - ア. 本自治会会長
 - イ. 本自治会副会長
 - ウ. 本自治会の各委員会委員長
 - エ. 管理人
 - オ. 防火管理責任者
 - カ. 共用施設管理委員会
 - キ. 広報委員会副委員長2名（西集会所の玄関の鍵）
4. 鍵を紛失した場合、管理人または共用施設管理委員会に届け出るものとし、共用施設管理委員会は届出に基づき、錠・鍵を取り替える。費用は鍵を紛失した本人が負担する。

第6条 (使用方法) 現行の集会所使用規則第5章第20条から挿入

第5条第3項に掲げた者がその業務を遂行するときには、通常、緊急に関わらず自ら預かっている鍵を使う。但し、集会所の使用予約については事前に窓口へ届け出るものとする。

第7条 集会所使用に関わる事務取り扱いのマニュアルは別途に定める事項は「佐倉白銀ニュータウン集会所使用規則」に定める。 . . . 現行の集会所管理規約<細則>第3条から挿入

第8条 (集会所管理人) 現行の集会所管理規約<細則>第4条から挿入

1. 管理人は班長会の承認を得て、本自治会会長が委託する。(様式一1)
2. 管理人は原則2名とし、共用施設管理委員会は班長会の承認を得て月ごとに相応の報酬を支払う。
3. 管理人の任期は1年とし、再任を妨げない。但し、不都合な点がある場合には任期の途中でも委託を取りやめることができる。

第9条 (管理人の業務) ・ ・ ・ ・ ・ 現行の集会所管理規約<細則>第5条から挿入

1. 本規約第4条第3項に関わる業務
集会所使用予約受付のための窓口業務、使用料の徴収と管理、キャンセルの際の払い戻し、受付簿の管理、使用者への鍵の引き渡し、鍵返却箱からの鍵と点検表の回収、鍵の未返却者に対する催促、資格審査申請書使用者申請書の受付など
2. 集会所委員会共用施設管理委員会への定期報告
3. 集会所委員会共用施設管理委員会への1ヶ月毎にまとめた使用料の引き渡し
4. 集会所内部、玄関先の掃除
5. 勤務時間中に発生した緊急事態に対する的確な対応。

第10条 (管理人の勤務日と時間) ・ ・ ・ ・ ・ 現行の集会所管理規約<細則>第6条から挿入

1. 勤務日は集会所使用規則第12条に定めた窓口業務を行う日とする。
2. 勤務時間は勤務日の午前8時30分から10時30分までを標準とする。

第11条 (防火管理責任者) ・ ・ ・ ・ ・ 現行の集会所管理規約<細則>第7条から挿入

1. 本自治会は消防法に基づく資格を有する人の中から適当な人に防火管理責任者としての業務を委託する。
2. 任期は1年とし、再任を妨げない。但し、不都合な点がある場合には任期の途中でも委託を取りやめることができる。
3. 本自治会は消防法に基づく防火管理責任者の勧告を尊重しなければならない。

第12条 (光熱費等の料金の支払い) ・ ・ ・ ・ ・ 現行の集会所管理規約<細則>第8条から挿入

電気代、水道代、ガス代の支払いは、共用施設管理委員会で管理し会計に報告を行う。

第13条 (改 正) ・ ・ ・ ・ ・ 現行の集会所管理規約<細則>第9条から挿入

本規約の改正は過半数の班長が出席した班長会に於いて、出席した班長の3分の2以上の賛成を以って行うこととする。

添付資料

〈様式1〉 ： 「佐倉白銀ニュータウン集会所管理人委託契約書」

【様式1】

佐倉白銀ニュータウン集会所管理人委託契約書

佐倉白銀ニュータウン自治会長_____を甲とし、_____を乙として、乙を佐倉白銀ニュータウン集会所管理人（以下管理人という）に委託するにつき、以下の通り合意書を締結する。

第1条 管理人の業務は、佐倉白銀ニュータウン集会所管理規約第9条の定めるとおりとする。

- ① 集会所使用予約受付のための窓口業務、使用料の徴収と管理、キャンセルの際の払い戻し、受付簿の管理、使用者への鍵の引き渡し、鍵返却箱からの鍵と点検表の回収、鍵の未返却者に対する催促、使用者申請書の受付など
- ② 共用施設管理委員会へ定期報告
- ③ 共用施設管理委員会へ1ヶ月毎にまとめた使用料の引き渡し
- ④ 集会所内部、玄関先の掃除
- ⑤ 勤務時間中に発生した緊急事態に対する的確な対応。

第2条 管理人の勤務条件は、管理規約第10条に定めるとおりとする。

勤務日 毎週火・金曜日

勤務時間 午前8時30分～午前10時30分

但し、業務都合上休業日または勤務時間を延長する場合がある。

（休業する場合は、担当委員会に事前に連絡を行う）

第3条 管理人の報酬は時間給とし、1時間につき_____とする。支払単位は月単位とし、毎月末に当月の勤務時間を委員会に書面で報告し、翌月に一括払いとする。

第4条 管理人の委託期間は、平成____年4月1日から平成____年3月31日の1年間とする。

以上のとおり合意したので本書2通を作成し、甲、乙記名捺印のうえ、各自1通宛所持する。

平成____年__月__日

甲 千葉県佐倉市白銀
 佐倉白銀ニュータウン自治会
 会長

_____ ⑩

乙 千葉県佐倉市白銀_____

_____ ⑩

附 則 この規約は、平成 4 年 7 月より施行する。
この規約は、平成 8 年 4 月 14 日に改正し、施行する。
この規約は、平成 22 年 4 月 18 日に改正し、施行する。
この規約は、平成 25 年 4 月 21 日に改正し、施行する。
共用施設・集会所管理委員会の名称を共用施設管理委員会と改め平成 27 年 4 月 19 日から施行する。
この規約は「佐倉白銀ニュータウン集会所管理規約《細則》」の内容を整理・統合して、平成 28 年 4 月 24 日から施行する。

<<以下細則は全て削除し、「集会所管理規約」に統合する。同時にこの細則は廃止する。>>

佐倉白銀ニュータウン集会所管理規約《細則》

第 1 条 (趣 旨)

本細則は、佐倉白銀ニュータウン集会所管理規約に基づき、集会所の管理運営を行うために、佐倉白銀ニュータウン自治会（以下「本自治会」という。）が必要事項を定めたものである。

第 2 条 (共用施設管理委員会の業務)

1. 共用施設管理委員会の業務は以下のとおりとする。
 - ア. 集会所建物の維持管理（建物の定期的な手入れ、修理、清掃など）
 - イ. 集会所の設備の維持管理（エアコン、消防設備、畳表の張り替え、障子の張り替え、蛍光灯の交換など）
 - ウ. 集会所使用に関わる窓口の業務と記録、連絡、使用料金の徴収
 - エ. 第 4 条に定める集会所管理人（以下「管理人」という。）の監督
 - オ. 防火管理責任者との連絡
 - カ. 鍵の引き継ぎ確認
2. 第 1 項のア、イについては計画的に行わなければならない。但し班長会の承認を得て、外部に委託することができる。
3. 第 1 項のウについては、本自治会が委託する管理人に業務を任せることができる。

第 3 条 集会所使用に関わる事務取り扱いのマニュアルは別途に定める。

第 4 条 (集会所管理人)

1. 管理人は班長会の承認を得て、本自治会会長が委託する。
2. 管理人の定員は 2 名とし、共用施設管理委員会は班長会の承認を得て、月ごとに相応の報酬を支払うことができる。
3. 管理人の任期は 1 年とし、再任を妨げない。但し、不都合な点がある場合には任期の途中でも委託を取りやめることができる。

第5条（管理人の業務）

1. 本細則第3条第3項に関わる業務

集会所使用予約受付のための窓口業務、使用料の徴収と管理、キャンセルの際の払い戻し、受付簿の管理、使用者への鍵の引き渡し、鍵返却箱からの鍵と点検表の回収、鍵の未返却者に対する催促、資格審査申請書の受付など

2. 集会所委員会への定期報告

3. 集会所委員会への1ヶ月毎にまとめた使用料の引き渡し

4. 集会所内部、玄関先の掃除

5. 勤務時間中に発生した緊急事態に対する的確な対応。

第6条（管理人の勤務日と時間）

1. 勤務日は集会所使用規則第9条に定めた窓口業務を行う日とする。

2. 勤務時間は勤務日の午前8時30分から10時30分までを標準とする。

第7条（防火管理責任者）

1. 本自治会は消防法に基づく資格を有する人の中から適当な人に防火管理責任者としての業務を委託する。

2. 任期は1年とし、再任を妨げない。但し、不都合な点がある場合には任期の途中でも委託を取りやめることができる。

3. 本自治会は消防法に基づく防火管理責任者の報告を尊重しなければならない。

第8条（光熱費等の料金の支払い）

電気代、水道代、ガス代の支払いは、共用施設管理委員会で管理し会計に報告を行う。

第9条（改 正）

本細則の改正は過半数の班長が出席した班長会に於いて、出席した班長の3分の2以上の賛成を以って行うこととする。

附 則

この規則は平成8年4月14日より効力を有する。

この規約第8条第1項は、平成9年8月2日に改正し、施行する。

この規約第2条第2項は、平成14年2月2日に改正し、平成14年4月14日から施行する。

この細則第9条の内容を改めて、平成25年4月21日から施行する。

この細則第2条を削除し、以降の条文番号を繰り上げる。また、共用施設・集会所理委員会の名称を全て共用施設管理委員会と改める。以上の改正を平成27年4月19日から施行する。

(2) 佐倉白銀ニュータウン集会所使用規則の改正

佐倉白銀ニュータウン集会所使用規則の改正（案）

第1章 総論

第1条（目 的）

本規則は、白銀東集会所及び西集会所並びにこれらに付属する諸施設（以下「集会所」という。）の使用を円滑に行うために、佐倉白銀ニュータウン集会所管理規約（以下「管理規約」という。）に基づき、佐倉白銀ニュータウン自治会（以下「本自治会」という。）が必要事項を定めたものである。

第2条（使用場所の区分）

1. 集会所は次の4ヶ所をそれぞれ独立したものとして使用を許可することとし共用施設管理委員会がその適正な運営を管理する。
 - ア. 東集会所会議室
 - イ. 東集会所和室（二間）
 - ウ. 西集会所会議室
 - エ. 西集会所和室（二間）
2. 使用者は付属する施設（台所、トイレ等）を使用できる。

第3条（使用時間）

~~1. 使用時間とは入場して準備し、片付け・清掃をして退場するまでをいう。~~

使用者・団体が1日に使用できる時間は、午前9時から午後10時までの間の「3時間以内」とする。また、楽器演奏、カラオケなど音の発生を伴う使用については午後9時までとする。・・・現行の集会所管理規約第10条の一部分挿入

但し、会員またはその家族の葬儀に使用する場合並びに本自治会が、会議・作業のために集会所を使用する場合はこの限りではない。

~~また、管理者（自治会長）が、特に必要と認めた「行事」については、「3時間を超えて」~~特に例外的に「3時間を超えて」使用を希望する者については管理者の判断で使用することができる。この場合、管理者（自治会長）は、当該行事の責任者に別途定める申請書提出させるとともに、班長会で「行事の内容と認めた理由」を報告しなければならない。

第4条（使用料金）

集会所の使用料は、本規則第2条で区分した各部屋毎に1時間200円とするし、使用者・使用団体から使用料を徴収するものとする。但し、以下に掲げる場合は、使用料金の徴収を行わない。・・・現行の集会所管理規約第11条の一部分挿入

ア. 自治会の活動に関わる会議

イ. 自治会の主催する行事

ウ. 会員またはその家族の葬儀

エ. その他、管理者が特に認めた場合

- ~~2. 本自治会、佐倉白銀ニュータウン集会所管理規約第11条に挙げられた行事を除く全ての使用者・使用団体から使用料を徴収するものとする。但しまた、管理者（自治会長）が、特に必要と認めた「行事」については、使用料の徴収を免除することができる。この場合、管理者（自治会長）は、当該行事の責任者に別途定める申請書「佐倉白銀ニュータウン集会所使用許可申請書」（様式2）を提出させるとともに、班長会で「行事内容と認めた理由」を報告しなければならない~~
- ~~3. 会員またはその家族の葬儀に使用する場合は使用料を免除する。~~

第5条（使用者）・・・・・・・・・・**現行の集会所管理規約第4条を挿入、削除し**

集会所管理規約<細則>第2章第7条を挿入

- ~~1. 集会所を使用できる者は、原則として佐倉白銀ニュータウン（以下「自治会」という。）の会員及びその家族とする。但し、管理者が特に認めた場合はその限りではない~~
- ~~1. 管理規約第4条により使用資格のあるものは以下のとおりとする~~
- 1 集会所を使用できる者は原則として以下のとおりとする。**

・・・・・・・・・・**現行の集会所管理規約<細則>第2章第7条を挿入**

- ア、本自治会の会員及びその家族
- イ、主たる**1/2以上**の構成員が本会自治会会員またはその家族である団体
- ウ、公共の団体
- エ、使用目的が本自治会成立の趣旨に合致すると班長会が認定した者または団体
- 但し、管理者が特に認めた場合はその限りではない。**
2. 団体の主たる構成員が未成年の場合は、成年が申請者となり、必ず立会い、責任を持って監督することを条件とする

第6条（使用の禁止）・・・・・・・・・・**現行の集会所管理規約第5条から挿入**

集会所の使用目的が次の事項に該当するときは、その使用を禁止する。

- ア、公安または、風俗を害するおそれのあるとき
- イ、政治活動を目的とするとき
- ウ、宗教活動を目的とするとき
- エ、営利活動を目的とするとき
- オ、その他管理者が運営上支障をきたすおそれがあると認めたとき

第7条（使用許可）（使用許可願い）・・・・・・・・**現行の集会所管理規約第6条から挿入及び新しく文章追加**

~~集会所の使用については、班長会議の許可に基づくものとする。~~

集会所を使用とする者は、「佐倉白銀ニュータウン集会所 使用許可申請書」様式2を管理人に提出するものとする。管理人は特に新規の場合等で管理人が許可の可否を判断できない場合は、管理者の判断で決定する。

新規でも継続でも、許可の有効期間はその申請された年度内とし、継続する場合は毎年度毎に申請するものとする。

管理人は申込者に「佐倉白銀ニュータウン集会所 使用許可書」様式3を渡して許可する

都度の申し込みは第8条により予約する。

但し、非常災害発生時、葬儀、緊急自治会行事、その他管理者及び共用施設委員会が特に認めた場合は、これを優先する。。

第8条（使用予約および使用料納付）・・・ 現行の集会所使用規則第10条から挿入及び文章追加し

第11条と合わせ、11条を削除

~~1 使用資格があると認められた者集会所の使用を希望する場合は、事前に使用日、使用者等の必要事項を記入した佐倉白銀ニュータウン集会所使用許可願（以下「使用許可願」という。）を窓口へ提出し、使用の予約をしなければならない。~~

~~2、使用許可願は許可願を提出した日が属する月の翌々月の末日までを希望日として申請できる。~~

~~但し、本自治会が、会議・作業のために集会所の使用予約を行う場合はこの限りではない。~~

~~また、管理者（自治会長）が、特に必要と認めた「行事」については、許可願を提出した日が属する月の翌々月の末日を超えて希望日を申請できる。~~

~~この場合、管理者（自治会長）は、当該行事の責任者に別途定める申請書を提出させるとともに、班長会で「行事の内容と認めた理由」を報告しなければならない。~~

~~3 窓口の予約受付時間は、火曜日と金曜日の午前9時から9時30分までの30分間とし、受付時間終了後、希望日時が重複しない予約は、確定した予約として扱う。~~

~~なお、希望日時が重複した場合は抽選とし、抽選に外れた場合は、空き日時を申し込める。~~

1 集会所の使用許可を受けた者が使用を希望する場合は、「佐倉白銀ニュータウン集会所使用申込書」様式4を窓口へ提出し、予約をするとともに使用料金を納付しなければならない。

2 使用申込者は申込書を提出した日が属する月から2か月先までを希望日として申請できる。但し本自治会が会議・作業のために集会所の使用予約を行う場合はこの限りではない。また管理者（自治会長）が、特に必要と認めた「行事」については、使用申込書 様式4を提出した日が属する月から2か月先を超えて希望日を申請できる。

管理人は予約と使用料納付の確認をし、「佐倉白銀ニュータウン集会所 使用受付書兼領収書」様式5を発行する。

第9条（未成年者の使用）・・・ 現行の集会所管理規約第7条から挿入

未成年者が使用する場合は、保護者が申し込み、監督・指導を行うものとする。

第10条（使用者の義務）・・・ 現行の集会所管理規約第8条から挿入

集会所の利用者は、次の事項を遵守しなければならない。

ア. 集会所内に於いては禁煙とする。

イ. 火災、盗難その他の事故発生の防止に努める。

ウ. 騒音を発生させないこと。

エ. 集会所の内部、外部に許可なく張り紙、釘打ち等を行ってはならない。

オ. 建物、設備、備品等を破損、紛失、汚損した場合は、速やかに修復又は弁償すること。

~~カ. 別に定める、佐倉白銀ニュータウン集会所使用規則に従うこと。~~

カ. 別紙に定める集会所使用上の注意事項に従うこと（様式6）

第11条（使用の取り消し）・・・・・・・・・現行の集会所管理規約第9条から挿入

集会所の使用承認を受けた者が、次の各事項の行為をしたときは、管理者はその使用承認を取り消すことができる。

ア. 集会所の使用権を他の者に譲渡又は転貸したとき

イ. 申し込みの内容と異なる使用をしたとき

ウ. 本規約の**第6条**に掲げる行為をしたとき

エ. 本規約の**第9条**に掲げる義務並びに使用心得を怠ったとき

第10条（使用時間）・・・・・・・・・重複しているため削除、また 楽器演奏～ は使用規約第3条1に移動

~~集会所の使用時間は原則として午前9時から午後10時までとする。――但し、管理者が特に――承認した場合にはこの限りではない。また、楽器演奏、カラオケなど音の発生を伴う使用については午後9時までとする。――~~

第11条（使用料金）・・・・・・・・・使用規則第4条に挿入

~~集会所の使用に関わる使用料金については、別途定める使用規則によるものとする。但し、以下に掲げる場合は、使用料金の徴収を行わない。~~

~~ア. 自治会の活動に関わる会議~~

~~イ. 自治会の主催する行事~~

~~ウ. 会員またはその家族の葬儀~~

~~エ. その他、管理者が特に認めた場合~~

第12条（備品の持ち込み持ち出し）・・・・・・・・・現行の集会所管理規約第12条から挿入

集会所に備品を持ち込み保管する場合は、管理者の許可を得ることとし、所有者を明確にする為、記名を行うものとする。

所有者不明の備品は、共用施設管理委員会の判断により廃棄を認めるものとする。

又、集会所の備品は、原則として外部に持ち出してはならない

第12条（使用規則の制定）・・・・・・・・・使用規則が存在するため削除

~~集会所の使用規則については、別途定めることとする。――~~

第12条（その他）・・・・・・・・・第20条に挿入

~~この規約に定めない事項及び疑義が生じた場合には、班長会議の議決により決定する。~~

~~附 則~~ この規約は、平成4年7月より施行する。

~~この規約は、平成8年4月14日に改正し、施行する。~~

~~この規約は、平成22年4月18日に改正し、施行する。~~

~~この規約は、平成25年4月21日に改正し、施行する。~~

~~共用施設・集会所管理委員会の名称を共用施設管理委員会と改め平成27年4月19日から施行する。~~

第2章 使用者または使用団体の資格

第5条 (資格審査)・・・運営実態では現在行っていないため削除

- ~~1. 集会所の使用を希望する者（以下「申請者」という。）は佐倉白銀ニュータウン集会所利用資格審査申請書（以下「資格審査申請書」という。）を本自治会に提出し、管理規約第4条（使用者）に適合し、かつ使用目的が管理規約第5条（使用の禁止）に該当しないことを証するために資格審査を受けなければならない。~~
- ~~2. 資格審査は資格審査申請書に基づき班長会が審議し、本自治会会長が資格の有無を決定する。~~
- ~~3. 資格審査の結果は「資格審査結果通知書」によって通知するものとし、窓口で申請者に交付する。申請者が本自治会の会員以外の場合は、本自治会会長が交付する。~~
- ~~4. 資格審査申請書の提出は、その年度の最初の使用申し込み時の一度だけでよいものとする。~~

第6条 (資格の有効期限)・・・類似文章があるため削除

- ~~1. 資格の有効期限は承認された年度の末までとする。~~
- ~~2. 承認後であっても、管理規約第9条及び本規則に違反したときは、共用施設管理委員会は班長会に諮り、資格を取消すことができる。~~

第7条 (資格審査の基準)・・・第5条に挿入

- ~~1. 管理規約第4条により使用出来るものは以下のとおりとする。~~
 - ~~ア. 本自治会の会員及びその家族~~
 - ~~イ. 主たる構成員が本自治会会員またはその家族である団体~~
 - ~~ウ. 公共の団体~~
 - ~~エ. 使用目的が本自治会設立の趣旨に合致すると班長会が認定した者または団体~~
- ~~2. 団体の主たる構成員が未成年の場合は、成年が申請者となり、必ず立会い、責任を持って監督することを条件とする。~~

第8条 (使用の禁止)・・・第6条に挿入

~~集会所の使用目的が以下の場合には、その使用を禁止する。~~

- ~~ア. 公安または、風俗を害するおそれのあるとき~~
- ~~イ. 政治活動を目的とするとき~~
- ~~ウ. 宗教活動を目的とするとき~~
- ~~エ. 営利活動を目的とするとき~~

~~オ. その他、本自治会が運営上支障をきたすおそれがあると認めたとき~~

第3章 手 続

第13条 (実務の窓口)

~~1. 本規則第5条に掲げた資格審査申請書の受理、及び第10条～第14条に掲げた諸手続きに関わる業務を行うための窓口（以下「窓口」という。）を日時と場所を限定して開設する。~~

- ~~1. 鍵の返納を除く諸手続き業務は窓口だけで行うこととし、電話等の方法での申請は受理しない。~~
- ~~2. 窓口業務は本自治会が委託した管理人（以下「管理人」という。）が行う。~~
- ~~3. 窓口開設の日時と場所は次のとおりとし、祝日も業務を行う。但し、別途定めるゴールデンウィーク・お盆・年末年始の期間中は業務を行わない。~~

~~日 時：毎週火曜日と金曜日の午前9時～10時~~

~~場 所：西集会所~~

第13条 (使用予約) 使用規則第8条に文章の訂正を含め移動、3については重複かつ 運営実態において抽選は行っていないため削除

- ~~1. 使用資格があると認められた者が集会所の使用を希望する場合は、事前に使用日、使用者等の必要事項を記入した佐倉白銀ニュータウン集会所使用許可願（以下「使用許可願」という）を窓口提出し、使用の予約をしなければならない。~~
- ~~2. 使用許可願は許可願提出した日が属する月の翌々月の末日までを希望日として申請できる。~~
~~但し、本自治会が、会議・作業のために集会所の使用予約を行う場合はこの限りではない。~~
~~—また、管理者（自治会長）が、特に必要と認めた「行事」については、許可願を提出した日が属する月の翌々月の末日を超えて希望日を申請できる。~~
~~—この場合、管理者（自治会長）は、当該行事の責任者に別途定める申請書を提出させるとともに、班長会で「行事の内容と認めた理由」を報告しなければならない。~~
- ~~3. 窓口の予約受付時間は、火曜日と金曜日の午前9時から9時30分までの30分間とし、受付時間終了後、希望日時が重複しない予約は、確定した予約として扱う。~~
~~—なお、希望日時が重複した場合は抽選とし、抽選に外れた場合は、別の空き日時を申し込める。~~

第14条 (使用料の納付と使用許可書兼領収書の交付) 第8条に挿入

~~使用料の納付と引き換えに使用許可書兼領収書（以下「使用許可書」）を交付する。~~

第14条 (鍵の貸し出しと返納)

1. 集会所の鍵（以下「鍵」という。）の貸し出しは使用日に最も近い日の窓口で行う。その際に集会所使用の注意事項(様式6)と集会所使用後点検報告書(様式7)を受け取る。

~~2. 鍵の貸し出し時には使用許可書を提示しなければならない。~~

使用申し込みをした時点で鍵を渡しているため削除

3. 集会所の使用が終わったら、点検報告書に記入したものと共に、当日中に本自治会が指定する鍵返却箱へ投函して返却する。

第15条 (キャンセル)

1. 「佐倉白銀ニュータウン集会所使用許可書兼領収書(様式5)」を交付された者(以下「使用者」という。)が予約した日時の使用を自己の都合により取りやめる(以下「キャンセル」という。)場合には、事前にその旨を窓口に届け出なければならない。
2. 予約した日時の直前の窓口開設日までにキャンセルの届出をした場合に限り、納付された使用料は「佐倉白銀ニュータウン集会所使用許可書兼領収書」と引き換えに窓口で返納する。

第16条 (使用許可の取り消し)

1. 使用規則第7条に基づき、非常災害時、緊急自治会行事、葬儀、その他、共用施設管理委員会が特に認めた場合は、すでに与えられた使用許可を取消することができる。
2. この場合、共用施設管理委員会は使用許可を取り消された使用者及び管理人に速やかにその旨を知らせなければならない。
3. このとき、他方の集会所が空いていれば、共用施設管理委員会はそのことを使用者に伝え、使用者が場所を変更しても使用したいと要望すれば、その要望に応じなくてはならない。
4. 使用者が場所を変更しての使用を要望しない場合には、使用料を返還する。
5. 前項目の手続きは共用施設管理委員会が、電話等で速やかに行うものとし、窓口を介する必要はない。
6. 書類の訂正、使用料の返還等は後日行うものとする。

第17条 (葬 儀)

1. 本自治会の会員またはその家族の葬儀のために使用する場合は、窓口を介さずに、共用施設管理委員会に電話等で直接使用許可願いの使用申請を行うことができる。
2. 共用施設管理委員会は資格、事実等を調べた上で第14条の手続きを速やかに行わなければならない。~~は予約状況を調べ優先的に許可し、鍵を貸し出しする事ができる。~~
3. ~~共用施設管理委員会は第14条第2項までの手続きが完了後、許可願い、使用許可書などの必要書類が整ったことを確認した後、集会所の鍵を貸し出す。その他については一般の使用と同じ扱いとする。~~

第4章 手続きの省略、簡略化

第18条 (本自治会等の管理、事務)

本自治会、委員長、委員等、管理人並びに本自治会が委託した集会所の防火管理責任者（以下「防火管理責任者」という。）が集会所の管理、物品の管理、事務などのために集会所に立ち入る場合は第5条から第13条までの手続きを必要としない。但し、衛生の管理、防犯、防災に十分注意しなくてはならない。

第19条（本自治会等の緊急の会議、作業）

1. 本自治会、は、緊急の会議、作業を目的とする場合は、窓口を介さず、直接共用施設管理委員会の許可を得て使用することができる。
2. 前項の場合、「佐倉白銀ニュータウン集会所使用許可願い使用申込書」（様式4）は後日提出する。し、受付簿に記入する。
3. 第1項以外の場合は窓口を介して、一般と同じ扱いとする。

第21条（資格審査の簡略化）・・・・・・行っていないため削除

1. 会員相互の親睦等を目的とし、使用規則第5条（使用者）、第6条（使用の禁止）に明らかに違反しないと共用施設管理委員会が判断した場合は、資格審査結果通知書の交付を事前に受けていない本自治会会員及びその家族に対して、使用許可書を交付することができる。
2. 前項の場合、共用施設管理委員会は使用許可直後の班長会に資格審査申請書を提出し、使用許可について事後承認を受ける。

第5章 鍵

第19条（鍵の管理）・・・・・・集会所管理規約第5条に挿入

1. 鍵の管理は次項以下のとおり行うものとし、担当者が交替する場合には、共用施設管理委員会が責任をもって鍵の引継ぎを確認する。
2. 一般貸出用の鍵には番号を付け、管理人が管理する。
3. 次の者には予備の鍵を各1本ずつ常時預け、集会所の管理、物品の管理、事務などの通常の業務や、緊急の事態に備える。
 - ア. 本自治会会長
 - イ. 本自治会副会長
 - ウ. 本自治会の各委員会委員長
 - エ. 管理人
 - オ. 防火管理責任者
 - カ. 共用施設管理委員会
 - キ. 広報委員会副委員長2名（西集会所の玄関の鍵）
4. 鍵を紛失した場合、管理人または共用施設管理委員会に届け出るものとし、共用施設管理委員会は届出に基づき、錠・鍵を取り替える。費用は鍵を紛失した本人が負担する。

第20条（使用方法）・・・・・・集会所管理規約第6条に挿入

~~第 19 条第 3 項第に掲げた者がその業務を遂行するときには、通常、緊急に関わらず自ら預かっている鍵を使う。但し、集会所の使用予約については事前に窓口に届け出るものとする。~~

~~第 22 条 集会所使用上の注意事項は別紙に定める（様式 6）~~

第 20 条 この規約に定めない事項及び疑義が生じた場合には、班長会議の議決により決定する。

第 21 条 本規則の改正は過半数の班長が出席した班長会に於いて、出席した班長の 3 分の 2 以上の賛成を以って行うこととする。

第 21 条 ~~（ゴミの始末）・・・~~ 21 条から 25 条は様式 6 に記載のため削除
~~集会所使用中に発生したゴミは使用者が全て持ち帰る。~~

~~第 22 条（防 災）~~

- ~~1. 使用者はガス、電気器具の使用に注意し、火災の防止に努める。~~
- ~~2. 火災発生の場合は備え付けの消火器等を用いて、冷静に初期消火に努めるとともに、共用施設管理委員会及び管理人に速やかに報告する。~~

~~第 23 条（防 犯）~~

~~集会所を出るときは、使用者は戸締まり、施錠を確実に行う。~~

~~第 24 条（入退出記録）~~

~~集会所使用者（佐倉白銀ニュータウン自治会、その他団体、個人）は入退出時、必ず記録簿へ必要事項を記入する。~~

~~第 25 条（点検表の記入）~~

- ~~1. 本章の目的を達成するため、使用者は使用後点検チェック表に従って掃除、安全の確認をする。~~
- ~~2. 記入済みの点検チェック表は鍵とともに所定の鍵返却箱へ投函する。~~

第 7 章 改 正

第 21 条 本規則の改正は過半数の班長が出席した班長会に於いて、出席した班長の 3 分の 2 以上の賛成を以って行うこととする。

添付資料

<u><様式2></u>	:	<u>「佐倉白銀ニュータウン集会所 使用許可申請書」</u>
<u><様式3></u>	:	<u>「佐倉白銀ニュータウン集会所 使用許可書」</u>
<u><様式4></u>	:	<u>「佐倉白銀ニュータウン集会所 使用申込書」</u>
<u><様式5></u>	:	<u>「佐倉白銀ニュータウン集会所 使用受付書兼領収書」</u>
<u><様式6></u>	:	<u>「集会所使用上の注意事項」</u>
<u><様式7></u>	:	<u>「集会所使用後点検報告書」</u>

附 則

本規則は平成8年4月14日より効力を有する。

本規則第3条、第4条、第10条、第17条及び第19条は、平成14年2月2日に改正し、平成14年4月1日から施行する。

第19条第3項（ケ）の追加は、平成16年5月1日から施行する。

本規則第24条（入退出記録）を追加し、平成17年6月より施行する。これに伴い第24条、第25条の条番号を繰り下げ、第25条、第26条とする。本規約は平成25年4月21日に改正し、施行する。

条文中の「共用施設・集会所管理委員会」及び「集会所委員会」を全て「共用施設管理委員会」に変更する。また、第14条第3項の「共用施設・集会所管理委員会は」を削除する。以上の改正を平成27年4月19日から施行する。

この「集会所使用規則」は内容を実際の運用状態に照し合せて改訂する。また、文言「使用」と「利用」が混在していたが、「使用」に統一する。さらに様式2～様式7を添付資料とする。平成28年4月24日から施行する。

【様式3】

許可番号 第____ー____ 号

殿

佐倉白銀ニュータウン集会所 使用許可書

貴団体より、平成 年 月 日付で申請のありました「佐倉白銀ニュータウン(東・西)集会所」使用の件については、これを許可します。

使用期間： 許可日より平成 年 月 日迄

なお、使用にあたっては、「佐倉白銀ニュータウン集会所管理規約」および「白銀ニュータウン集会所使用規約」を遵守願います。遵守なき場合は、使用許可の取消と今後の使用申込を受理しないことがあります。

平成 年 月 日

佐倉白銀ニュータウン自治会

(担当：共用施設管理委員会)

【様式2】

佐倉白銀ニュータウン集会所 使用許可申請書

白銀ニュータウン自治会御中

(担当：共用施設管理委員会)

申請日 平成 年 月 日

申請者氏名

申請者住所

連絡先Tel ()

白銀ニュータウン(東・西)集会所を使用したく、下記の通り申請(新規・更新)いたします。

記

申請形態	新規・更新（前年度許可No. ()）	
使用団体名		
人数 (一回あたりの最大人数)	うち白銀NT自治会会員 人	人
代表者氏名		
代表者住所	Tel： () (携帯電話： - -)	
使用目的		
使用頻度	☐ 定期・・・(1ヶ月の利用頻度： 毎週 隔週 毎月) ☐ 不定期	
申請期間※1	平成 年 月 日 ～ 平成 年 月 日	

※1：申請期間は該当年度（4月1日～翌年3月31日）の範囲内とする。（年度毎の申請が必要）

（白銀ニュータウン自治会使用欄）

受付日（管理人）	使用許可書 許可番号（様式3）	使用許可書（様式3）発行日

【様式5】

発行番号

佐倉白銀ニュータウン集会所 使用受付書兼領収書

殿

発行日 平成 年 月 日
佐倉白銀ニュータウン自治会
(担当：共用施設管理委員会)

貴団体の佐倉白銀ニュータウン集会所使用申込については、下記のとおり受付いたしました。尚、使用後は速やかに「鍵」と「点検報告書」を集会所玄関のポストに返却願います。

記

使 用 目 的										
参 加 人 数		人								
使 用 予 定 日		使 用 場 所		使用時間		取消有無	使用料	備考		
月	日	東	西	:	~	:	有 ・ 無	円		
		会・和	会・和							
月	日	東	西	:	~	:	有 ・ 無	円		
		会・和	会・和							
月	日	東	西	:	~	:	有 ・ 無	円		
		会・和	会・和							
月	日	東	西	:	~	:	有 ・ 無	円		
		会・和	会・和							
月	日	東	西	:	~	:	有 ・ 無	円		
		会・和	会・和							
月	日	東	西	:	~	:	有 ・ 無	円		
		会・和	会・和							
月	日	東	西	:	~	:	有 ・ 無	円		
		会・和	会・和							
月	日	東	西	:	~	:	有 ・ 無	円		
		会・和	会・和							
月	日	東	西	:	~	:	有 ・ 無	円		
		会・和	会・和							
使用料受取金額				円						

〔記入要領〕 ※太枠内のみ記入願います。

- ・本使用許可書は、鍵受取時に毎回提示していただきますので、最終使用日まで大切に保管してください。
- ・キャンセルまたは変更の場合は、使用日前の火・金曜日の受付窓口業務時間内に申し出てください。それ以外は、返金できませんのでご了承ください。
- ・取消有無欄・使用料欄は自治会が使用しますので、記入しないでください。

様式5 使用許可書兼領収書 (H25.4.1改定)

【様式4】

受付番号

佐倉白銀ニュータウン集会所 使用申込書

佐倉白銀ニュータウン自治会 御中
(担当：共用施設管理委員会)

申込日 平成 年 月 日

使用許可番号 第 ー 号

申請団体名

申込者氏名

申込者住所

連絡先 TEL ()

佐倉白銀ニュータウン集会所の使用を下記の通り申し込みます。

記

使 用 目 的										
参 加 人 数		人								
使 用 予 定 日		使 用 場 所		使用時間		取消有無	使用料	備考		
月	日	東	西	:	~	:	有・無	円		
		会・和	会・和					時間		
月	日	東	西	:	~	:	有・無	円		
		会・和	会・和					時間		
月	日	東	西	:	~	:	有・無	円		
		会・和	会・和					時間		
月	日	東	西	:	~	:	有・無	円		
		会・和	会・和					時間		
月	日	東	西	:	~	:	有・無	円		
		会・和	会・和					時間		
月	日	東	西	:	~	:	有・無	円		
		会・和	会・和					時間		
月	日	東	西	:	~	:	有・無	円		
		会・和	会・和					時間		
月	日	東	西	:	~	:	有・無	円		
		会・和	会・和					時間		
月	日	東	西	:	~	:	有・無	円		
		会・和	会・和					時間		
使用料合計金額							円			

〔記入要領〕 ※太枠内のみ記入願います。

- ・使用場所欄の「会」は会議室、「和」は和室です。
- ・使用場所欄の「東・西」「会・和」のそれぞれのどちらかに○印で囲ってください。
- ・1団体（使用者）の一日に使用できる時間は「3時間」までです。
- ・使用予約ができるのは、申込日の属する月の翌々月の月末までです。
- ・使用料は、会議室/和室共1時間200円です。

受付日付

様式4 使用許可願 (H25.4.1改定)

【様式7】

受付番号	
------	--

集会所使用後点検報告書

団体名			報告者氏名	
使用年月日	平成	年	月	日
使用時間	午前・午後 時 分 ～ 午前・午後 時 分			
使用施設	東集会所	会議室	使用目的	
	西集会所	和室	使用人数	人

点検内容

以下の全ての箇所を使用・不使用にかかわらず、終了後確認し、○印で囲んでください。

会議室	・換気扇を止める	・室内を清掃する	厨房	・換気扇を止める	・室内を清掃する
	・エアコンを消す	・備品を整理する		・湯沸かし器を止める	・茶器類を片づける
和室	・室内灯を消す	・戸締りをする	トイレ	・室内灯を消す	・ガスの元栓を締める
	・黒板を消す			・ゴミを持ち帰る	・戸締りをする
玄関	・玄関灯を消す			・室内灯を消す	
	・スリッパの整頓をする			・換気扇を止める	
コピー室	・室内灯を消す	・コピー機の電源を切る(主電源はそのまま)		・水の流し放しを止める	

注意事項

- 1) トイレの窓は、脱臭のため、必ず使用前に開け、使用後に閉めてください。
トイレの使用後は、水が完全に止まったかを確認してください。
- 2) 部屋の使用後は、片づけ・清掃のうえ、ゴミは必ず持ち帰ってください。
- 3) 火の元の確認、戸締りは確実に実施してください。
- 4) 使用后、速やかに鍵とこの点検報告書を集会所玄関のポストに返却してください。

鍵番号	
-----	--

平成 28 年 4 月 1 日

【様式 6】

白銀ニュータウン自治会 共用施設管理委員会

集会所使用上の注意事項

はじめに

- 集会所は佐倉市からの借り物です。皆さんできれいに使用しましょう。
- **集会所内は「禁煙」です。**
- 後から使用される団体に迷惑がかからないように、使用時間内で片付け・清掃・点検を完了してください。
- 電灯、エアコン等の点けっ放しに注意してください。

防災

- ガス、電気器具の使用に注意し、火災の防止に努めてください。
- 万一火災が発生した場合は、備え付けの消火器等を用いて初期消火に努めるとともに、消防署および共用施設管理委員会または管理人に速やかに報告してください。

台所

- **お茶・お菓子・生ゴミ等は忘れずにお持ち帰りください。**
- ガスレンジ使用後はガスの元栓を必ず閉めてください。(火の元確認厳守)
- 冷蔵庫は使用后電源を切ってください。

布巾・雑巾

- 布巾・雑巾などご家庭で余っているものがあれば、ご寄付をお願いいたします。
- 布巾は流しの上にかけてください。
- 雑巾は台所の机の下にかけてください。

掃除

- 使用後は、使われた部屋等の片付け・掃除をお願いします。
ゴミは各自持ち帰ってください。
- 掃除機、モップは台所に、雑巾は台所の机の下にあります。
- 布巾が汚れた場合は、ハイターに浸けておいてください。
後で管理人が片づけます。
- 雑巾は台所の机の下にかけてください。
- トイレを汚された場合は、その都度汚れを取ってください。
- 黒板を使用した後は消してください。
- 絵具・墨汁などが机や床に付着した場合は必ず拭き取ってください。
- 子供が遊んだ後は、お菓子などを落としていないか点検をお願いします。
- スリッパはきちんと下駄箱に片づけてください。

鍵

- 使用後は、「入退室記録簿」に記入し、「点検報告書」に従って、電灯・換気扇・エアコンなどを消し、点検内容を記入してください。
- 玄関の鍵をかけ、上記「点検報告書」と一緒に玄関横のポストに入れてください。

(第4号議案)

平成28年度 事業計画（案）

自治会会則第3条「会員相互の親睦と福祉を増進し、明るく住みやすい清潔な町づくりを図ることを目的とする」を基調として自治会運営を行う。同時にハード、ソフトの両面から白銀NTの持続可能な発展のため従来から指摘されてきた課題、平成27年度に判明した課題等を可能な限り重点的に解決するよう自治会の運営を行う。

佐倉市と共同して、市が責任を持つハードの整備は市に依頼し、我々がすべきハードの整備は我々が行う。また市の補助金を計画的に利用して我々のハードの整備を行う。更に、より広域の問題については市の協力も得るように努める。

I. 従来からの課題と対応

1. 白銀NT自治会会則、自治会則《細則》、集会所管理規約、集会所使用規則等多くの会則・規約・規則の簡略化に関する見直しと実態に合った変更の持続的検討。
2. 自治会未加入者への働きかけ。自治会加入案内の検討（含む申込書）。
3. 共用施設費未払い者への働きかけ。共用施設は全住民で支えるものであることを説明。
4. 大幅な組織変更（複数年役員制または専任役員制または事務局制）の導入にはかなり時間が必要であることが判明。検討する専門委員会が必要である。
5. 共用施設の管理・修繕・更新のための短期・中長期計画の策定と共用施設費・基金の積み立て状況をモニターする。
6. 平成28年3月31日、3丁目遊歩道の電気料金・施設を佐倉市移管後の東電からの電気料金請求の検証が必要。
7. 平成28年度に佐倉市より街路灯の市への移管について手続きが開始する。移管に賛成の立場から詳細な依頼に対応する。但し、問題があれば市と協議する。
8. 佐倉市と東・西集会所の「無償の貸与契約」を締結する。
9. 1丁目のごみ集積所の再修理後のモニターと2～4丁目の塗装剥離のチェック。
10. 西集会所のリフォーム後の検証と第2期の工事内容を検討する組織の立ち上げ。
11. 近い将来集会所の新築・改築の市からの補助金（限度1千万円）が大幅に減額される可能性があるため、自治人権推進課と密接にコンタクトして正しい情報を得る。それ故自治会として早急に東西の集会所のあり方を含めた総合的なビジョンの作成に着手する必要がある。
12. 会計年度を1～12月にできないか検討したが、市の補助金等が会計年度のためかなり困難であることが判明した。また本決算も銀行の残高証明書の書類到着が1週間位かかるため、現行より早くすることは不可能であることも判明した。
13. 所有者が買手に販売又は借手に貸す場合、契約時に重要事項説明書である「生活心得」を説明し、義務として手渡すことを継続的にお願いする。重要事項説明書とは現建築協定（地区計画完了後は地区計画）、自治会関連会則等（共用施設管理規約も含む）、自主防災組織関係規約等。

II. H27 年度に判明した課題

1. 上記Ⅰ—10～11に関連して、集会所の短・中長期計画検討のため顧問またはボランティアの専門委員の募集をどのように開始するか検討。また平成28年度の工程表のレビューも随時行う。
2. 地区計画が完了後は、環境美化・地区計画運営委員会を通じて全住民への継続的な周知が必要である。
3. 住民の要望が多い交通問題を検討する専門委員会の設置が必要である。

III. 自治会会長席の活動

1. 役員会及び班長会の準備・開催並びに各専門委員会に対して協力・調整を行う。
2. 定期総会の準備、開催並びに意見の調整を行う。
3. 住民の意見・要望等を関係各委員会と協力して、佐倉市又は関係機関へ提出する。
4. 上記Ⅰの各項目及びⅡの各項目について関係委員会と検討する。
5. 佐倉市と「佐倉市自治会等業務委託契約」を締結する。
6. 「佐倉市自治会等自治振興交付金」他各種補助金の申請を行う。
7. 自由意思による各種募金活動に協力する。
8. 自治会の代表として以下の協議会等に参加する。
 - (1) 佐倉市地区代表者会議
 - (2) 白銀小学校区地域まちづくり協議会
 - (3) 白銀小学校運営委員会
 - (4) 佐倉東部地区社会福祉協議会
 - (5) 社協の説明会を早い時期の班長会で開催するよう調整する。
 - (6) 佐倉市防犯指導員
 - (7) 日本赤十字社千葉支部協賛委員
9. 白銀地域の諸団体との交流促進
 - (1) にじいろ保育園との交流。
 - (2) 白銀小学校との交流。
 - (3) 佐倉東中学校との交流
 - (4) 佐倉高等学校との交流
 - (5) 白銀子供会との協力
 - (6) 近隣自治会・町内会等との交流

IV. 各専門委員会の事業計画

【総務委員会】

1. 自治会管理に関する活動
 - (1) 入退会状況を把握し、関係委員会・組織などへの通知を行うとともに、自治会員台帳および班長当番管理表（電子データ）を管理・整備し、随時更新する。

- (2) 年に一度、未加入世帯、店舗等、空き地、空き家も含めた全地番の実態を調査・把握して、加入状況の基礎データを確保し名簿等に反映するとともに、関係各委員会と連携して活用する(共用施設費請求対象の把握など)。
 - (3) 新規加入者に対し、議案書の配布を行う。また、新規入居者や未加入者に対する自治会加入案内等の作成・配布について検討する。
 - (4) 自治会会員との窓口業務
 - (5) 会長及び各委員会分の白銀自治会員名簿を作成する。
 - (6) 佐倉白銀ニュータウン自治会会則・細則・諸規約について、総会で可決した内容の改訂を行う。改正した規約については白銀ニュータウン全戸へ配布し、「白銀ニュータウン生活心得」ファイルの規約を差し替えてもらう。また、新たな改正があればその文案を作成する。
2. 総会、班長会及び役員会の事務局業務
- (1) 会議(総会・班長会・役員会)の予定表の作成と開催通知
 - (2) 班長会の議事録作成及び回覧
 - (3) 総会議案書の作成、発行、総会準備
 - (4) 会場準備、出欠・委任の把握
3. 他の委員会活動に属さない自治会の総務的事項を行う。
- (1) 次年度の班長選任および新班長説明会・新役員選出の事務と運営を行う。
 - (2) 西集会所リフォーム後の事務所整備(書棚などの購入、文書保管など)を行う。

【環境美化・地区計画運営委員会】

＜環境美化委員会＞

「より清潔な街に」を目指して積極的な活動を行う。

1. 清掃活動を行う。
 - (1) 県下統一美化キャンペーン「ゴミゼロ運動」へ参加する。
 - (2) 定期清掃活動 年2回を継続して実施するとともに、参加者増を目指してPR活動を行う。
2. 環境美化キャンペーンに取り組む。
 - (1) ペットの糞害対策を引き続き強化する。併せて、既存の注意喚起看板を再整備する作業も同時に行う。
 - (2) ペットの飼い方に関するマナー改善を呼びかける策を講じる。
 - (3) 環境パトロールを実施する。
3. 東西集会所の草刈りを年2回行う。
4. 市管轄区域の樹木の伐採や剪定に関する会員の要求窓口となる。
5. 佐倉市との連絡・調整を行う。
 - (1) 環境施設に関する改善要望書を継続的に提出する。
 - (2) 清掃活動に関わるゴミ袋受領や当該日のゴミ収集の依頼を行う。
 - (3) 主として公園緑地課と連携をとりつつ、環境施設の改善を図る。

<地区計画運営委員会>

1. 地区計画に係る巡回活動の実施

地区計画導入に伴い、各規定事項についての確認と巡回を行うとともに、確認内容を佐倉市へ報告する。

2. 地区計画の周知

新たに導入された地区計画の運用に係る「届出」等の周知を行う。

3. 地区計画の条例化

建築基準法第 68 条の 2 に基づき、地区計画の各規定のうち建築物に関する事項の条例化を行う。

条例化により地区計画の内容を確実に実現することが可能となる。なお、佐倉市では住民発意型の地区計画はすべて条例化されている。

【広報委員会】

1. 文書等の回覧準備及び配布

(1) 毎月 2 回(第 2、第 4 土曜日)に仕分け作業と配布を実施

(2) 各班の配布数の把握、管理

(3) 回覧板、回覧用袋の補充

2. 白銀ニュータウン自治会広報「しろがね新聞」の発行

(1) 年間数回の新聞を発行する。

(2) 新聞の原稿の依頼、編集、校正及び印刷作業をする。

3. 掲示板の維持及び管理

(1) 掲示物の審査及び許可 (スタンプの押印)

(2) 会員及び公共機関等からの依頼ポスターの掲示と期限管理

(3) 7 箇所の掲示板の点検・清掃。老朽化した掲示板の撤去・新設の検討・手配

4. 自治会便利表の発行

(1) 年 1 回発行する。

(2) 掲載内容は、会員にとって必要と思われる各種連絡先の情報

5. 白銀限定データ放送「あなたのまち」

(1) 各委員会からの原稿取りまとめ、ケーブルネット 296 への放送依頼手続き。

(2) 原稿搭載サイクルや原稿利用先拡大等の検討。

6. 各種募金のとりまとめ

「愛の 1 円募金」 「赤い羽根募金」 「歳末助け合い募金」等の募金活動。

7. 白銀自治会のホームページの検討をする。

【防災委員会】

1. 全体活動

(1) 自主防災組織防災役員 防災事務局員として、自主防災関係団体の活動に参画し活動の連携を図り活動する。

(2) 「白銀ニュータウン防災行動マニュアル」を始めとする関係資料の実効性を確保できるよう、

自治会の委員会として自主防災組織と連携して活動する。

2. 主な活動計画

- (1) 自主防災専任者会議に参加し自治会として連携を図る（月1回を予定）
 - (2) 行政・防災関連団体主催の訓練等への参加
 - (3) 平成28年度白銀ニュータウン自主防災組織防災役員名簿及び避難行動要支援者名簿の管理・更新
 - (4) 自主防災組織関連規約（防災行動マニュアル等）の改正・更新
 - (5) 防火貯水槽、消火栓の標識、防災用資機材の確認・点検
 - (6) 平成28年度白銀ニュータウン防災訓練（班長参加型の訓練）の企画・運営
 - (7) 次年度以降の自主防災組織の活動を支えるための予算編成に関与
- ＊計画の詳細については、自主防災の計画を参照。

【防犯・交通委員会】

1. 防犯に関する活動

- (1) 佐倉署警察官及び白銀防犯パトロールボランティア【注】との合同パトロールの実施
【注】 白銀防犯パトロールボランティア 登録14名（平成28年度予定）
 - ・代表者： 久木孝之
 - ・メンバー：片桐廣八郎、千葉景四郎、白木良樹、藤代 茂、後藤信雄、大谷洋機
押木幸也、永井成志、三浦利勝、倉島 陽、小松良延、須賀 隆、花田あつ子
(順不同・敬称略)
- (2) 当委員会メンバーによる定期的な防犯パトロールの実施
- (3) 佐倉市防犯組合主催の防犯研修会への参加
- (4) 「さくら防犯パトロールネットワーク」への登録並びに犯罪情報の入手
- (5) 「さくら防犯パトロールネットワーク」の定期総会／防犯情報連絡会への出席
- (6) 「移動交番」の設置要請及び住民への周知
- (7) 白銀防犯パトロールボランティアとの情報交換
- (8) 白銀地区の街路に設置の幟旗／標識の整備

2. 交通に関する活動

- (1) 路上駐車調査を継続し、住民の駐車マナー／交通安全意識の向上を図る
- (2) 交通に関する安全対策を検討の上、関係機関に要望する
- (3) バスの利便性向上につき、ちばグリーンバス(株)との話し合い／意見交換の継続する
- (4) 道路に関する特命案件への対応

【住民・地域交流委員会】

平成27年度と同様に、自治会を含めた白銀地域関係団体等と住民との交流を促進することを目的とする。地域の核である白銀小学校、佐倉東中学校との協力体制の維持・向上はもとより、にじいろ

保育園、佐倉東部地区社会福祉協議会やまちづくり協議会、さらには佐倉地域包括支援センターなどの地域福祉機関等と協力を図り、白銀住民に各団体のイベント等の PR 活動を行うとともに、参加を呼び掛ける。

1. 住民・地域交流イベントの実施

(1) 白銀小学校第13回地域ぐるみ大運動会への参加

白銀小学校と地域住民との交流を深めるため、委員会から運動会に参加する。

(2) 白銀小学校体育館を利用した全住民を対象としたイベントの開催にかかる白銀小学校等関係先と調整およびイベントの実施（年2回）

①前半は6～7月に実施。例）振り込め詐欺の寸劇、講演（佐倉警察署生活安全課に申し込み）。

「介護ケアに関連する講習会」等、高齢者対策に紐づいた講習会の開催（佐倉市出前講座を利用）

②後半は12月に実施。第2回クリスマスコンサート（白銀小・佐倉東中・佐倉高の3団体で構成。）

(3) 「第5回作って飛ばそう！ペットボトルロケット」の開催

「ペットボトル・ロケット打上げ」実行委員会と調整の実施

(4) 佐倉わくわく体操会の開催の支援（4月～6月）

「介護予防」を目的として佐倉市もモデル事業として推進している「佐倉わくわく体操」の白銀地域での普及に取り組む実行委員会を住民・地域交流委員会の活動の一環として昨年度末に引き続き支援。その後も継続するかどうかは実行委員会を中心に検討。

2. PR 活動

○「住民・地域交流だより」等の発行（年8～9回）

白銀地域におけるイベントの紹介、イベントへの参加の呼びかけや報告など。

3. その他

(1) 西集会所等における佐倉地域包括支援センター等福祉団体が提供する健康維持のための講座開催等の窓口として日時・場所等の調整などを行う。

(2) 住民に向けた地域交流の橋渡しの役割を深めるため、白銀地域の諸団体の窓口である会長席との連携を図るほか、会長席から選出される佐倉東部地区社会福祉協議会の理事1名に加え、本委員会からも同協議会の理事1名を選出する。また、白銀小学校の開放委員1名を選出する。

(3) 必要に応じ、白銀地域における身の丈に合った住民交流について、ボランティア委員を募集するなど住民交流の方法等の検討を行う。

(4) 住民・地域交流は広報活動がとても大事であるため、既存の「広報委員会」との連携を深める。また、中長期的課題として、両委員会の活動には共通点が多いことから将来的には統合の可能性も併せて検討してはどうか。

- (5) 会長席と、日本赤十字社および佐倉市社会福祉協議会への自由意思に基づく効率的な寄付金
集金方法について事前に調整したうえで、両団体への募金を募り、各班長の協力を得て集金
する。

【共用施設管理委員会】

1. 集会所の運営管理

- (1) 集会所が公平に使用されるように努める。
- (2) 管理人の選任、及び集会所貸出業務の委託。
 - ・業務委託契約の締結、給料支払い。
 - ・集会所の貸出業務として、利用受付と使用料徴収、鍵の貸与・回収。
- (3) 集会所の建物・施設・備品等の管理。什器備品火災保険契約の更新。
- (4) 西集会所の内部リフォーム工事をする。
 - ・バリアフリー化-----玄関およびトイレの段差解消
 - ・省エネ化 -----省エネ型のエアコン、LED照明
 - ・使い勝手の改善-----納戸、和室を改造して小集会室と事務室に

2. 防犯灯の維持管理

- (1) 防犯灯の巡回点検
- (2) 修理受付及び業者への発注・修理状況の管理。
- (3) 佐倉市への街灯管理および修繕補助金申請。(それぞれ上期・下期の2回)
- (4) 防犯灯の私有地設置分の借地料支払い。

3. ゴミ集積場の維持管理

- (1) ゴミ集積場の破損ネットの交換及び予備在庫数の管理。
- (2) ゴミ集積場の巡回点検。(塗装剥がれ、ネット破損等。)

4. 住居案内表示板の維持管理

- (1) 住居表示案内板等施設の巡回点検及び修繕。
- (2) 住居区画表示案内板設置分の借地料支払い。
(5年に1回の支払い。28年度は支払い対象件数なし)

【会計委員会】

- 1. 自治会事業活動費及び共用施設管理費の適正な予算・収支管理
- 2. 自治会費及び共用施設管理費の集金・納入
- 3. 自治会経費及び共用施設維持管理費用の適正な支払い
- 4. 平成28年度収支決算作成
- 5. 平成29年度収支予算(案)作成

(第5号議案) 平成28年度収支予算(案)

平成28年度佐倉白銀ニュータウン自治会の予算について次の通り提案いたします。

(1) 自治会一般会計

H28年2月29日現在 単位：円

	科 目	平成27年決算	平成28年予算	内 容
収入の部	自治会費			
	市委託金			
	市交付金			
	預金利息			
	その他			
	収入合計			
支出の部	総務費			
	環境美化費			
	広報費			
	防犯交通費			
	住民・地域交流費			
	備品費			
	事務費			
	役員（班長）活動費			
	保険費			
	協力金			
	自主防災組織負担金			
	支出合計			
収支計（単年度余剰金）				

(2) 自治会一般会計剰余金処分案

単位：円

平成26年度繰越金			
平成27年度単年度剰余金			
平成27年度累計剰余金			
処分（共用施設特別会計に繰入）			
次年度繰越金			

(3) 共用施設管理一般会計

単位：円

	科 目	平成27年決算	平成28年予算	内 容
収入の部	共用施設管理費			
	防犯灯市補助金			
	預金利息			
	雑収入			
	集会所修繕費市補助金			
	共用施設特別会計より繰入			
	収入計			
支出の部	防犯灯敷地使用料			
	防犯灯電気料			
	防犯灯修繕費			
	住居表示案内板修繕			
	ごみ集積所費用			
	集会所管理人給与			
	集会所管理費			
	集会所修繕費・補修費			
	事務費			
	雑費			
	特別積立金			
	支出計			
収支計（単年度余剰金）				

(4) 共用施設管理一般会計剰余金処分案

平成 26 年度繰越金			
平成 27 年度単年度剰余金			
平成 27 年度累計剰余金			
処分（共用施設特別会計に繰入）			
次年度繰越金			

(5) 共用施設特別会計

単位；円

	科 目	予算	予算	内 容
集会所 改修建 替え積 立金	前年度繰越金			
	雑収入／預金利息			
	特別積立金			
	一般会計への繰入額			
	次年度繰越金			
旧管理 組合 譲渡基 金	前年度繰越金			
	雑収入／預金利息			
	一般会計への繰入額			
	次年度繰越金			
建築緑化 運営基金	前年度繰越金			
	次年度繰越金			

(6) 自治会の銀行預金口座明細

単位；円

金融機関	預金種別	預金名義	残 高
残 高 計			

(第6号議案)

平成28年度 役員及び班長の選出

佐倉白銀ニュータウン自治会の平成28年度新役員及び新班長について、次の通り提案します。

班名	氏名	丁目	番地	号	担当部門	役 職
101	小林 隆人				会計委員会	副委員長
105	長尾 正弥				環境美化・地区計画運営委員会	委員長
108	吉澤 敏男				広報委員会	委員
109	井上 譲				防犯・交通委員会	副委員長
111	内藤 悦子				会長席	副会長
112	川尻 隆行				共用施設管理委員会	委員
113	堀川 隆				住民・地域交流委員会	委員
115	西村 康裕				防災委員会	副委員長
116	三隅 耕一				環境美化・地区計画運営委員会	委員
117	白土 健司				環境美化・地区計画運営委員会	委員
118	木村 秀樹				総務委員会	委員長
119	小林 好江				環境美化・地区計画運営委員会	委員
120	小見 健一				住民・地域交流委員会	委員
121	松本 勝祝				共用施設管理委員会	委員
122	箕輪 俊一				広報委員会	委員
205	都甲 峰宜				防災委員会	委員
206	大柴 千治				防犯・交通委員会	委員
207	井口 瑛				会長席	会長
211	中島 正吾				共用施設管理委員会	委員
212	山下 勝弘				環境美化・地区計画運営委員会	委員
214	石井 一嘉				広報委員会	副委員長
217	斉川 夏樹				住民・地域交流委員会	委員
218	上口 俊夫				会計委員会	委員長
220	衛藤 和子				総務委員会	副委員長
301	雨谷 宗昭				防災委員会	委員長
305	松永 博一				総務委員会	副委員長
306	檜原 明彦				防犯・交通委員会	委員
307	五反田 猛				共用施設管理委員会	委員
308	工藤 多命治				防犯・交通委員会	委員長
310	山口 清治				広報委員会	委員
311	山下 南海男				住民・地域交流委員会	副委員長
312	三村 直行				環境美化・地区計画運営委員会	副委員長
313	村山 富雄				会長席	副会長
314	清松 英俊				住民・地域交流委員会	委員長
315	鈴木 啓之				広報委員会	委員長
316	谷口 和夫				広報委員会	副委員長
317	細島 正美				会計委員会	副委員長

班名	氏名	丁目	番地	号	担当部門	役 職
318	山田 誠一				総務委員会	副委員長
319	尾崎 裕二				環境美化・地区計画運営委員会	委員
320	本間 信行				共用施設管理委員会	委員長
322	加藤 智靖				共用施設管理委員会	副委員長
323	宮原 武夫				環境美化・地区計画運営委員会	委員
401	金井 義男				環境美化・地区計画運営委員会	副委員長
402	田中 克己				住民・地域交流委員会	副委員長
406	久保田 立子				総務委員会	副委員長
407	瀧本 芳三				防災委員会	副委員長
410	玉置 恵一				環境美化・地区計画運営委員会	委員
411	小城 淳				防犯・交通委員会	委員
412	福島 祐宏				会計委員会	副委員長
414	我孫子 常雄				共用施設管理委員会	副委員長
416	白川 友朗				広報委員会	委員
418	日原 修美				会長席	副会長
419	坂東 和則				防犯・交通委員会	副委員長

28年度監査委員 候補者

班名	氏名	丁目	番地	号	担当部門	役 職
121	松本 勝祝				監査	監査委員
411	小城 淳				監査	監査委員

第26回定期総会議長団 候補者

班名	氏名	丁目	番地	号	担当部門	役 職
306	檜原 明彦				定期総会	議長
117	白土 健司				定期総会	副議長
319	尾崎 裕二				定期総会	書記
120	小見 健一				定期総会	書記

Ⅱ. 白銀ニュータウン自主防災組織

(第7号議案)

平成27年度 自主防災組織事業活動報告

Ⅰ. 活動基本方針

組織の円滑な運営の基盤を築くためにも、当面の活動は必要最小限とし、除々に範囲・規模を広げていくことを基本方針として以下の活動を行った。また、災害時の速やかで効率的対応を図るために「防災基本計画」で規定している「防災行動マニュアル」の最終取りまとめを行った。

Ⅱ. 事業計画および執行の承認

1. 第24回定期総会・・・平成27年4月19日、白銀小学校で行われ、事業計画を承認
2. 幹事会・・・自治会班長会に合わせて、事業計画の実施及び定期総会議案書について審議決定
3. 防災役員会・・・自治会役員会に合わせて、事業計画の実施について必要に応じて確認
4. 専任者会議・・・専任副本部長、専任防災事務局長及び専任防災委員から構成されるメンバーで毎月第4土曜日西集会所で定例会を開催し、事業計画の実現について審議

Ⅲ. 活動報告

1. 専任者会議

合計11回の定例会を開催し、以下の事項について検討、審議を行った。

- (1) 平成27年度活動計画全体スケジュール
- (2) 自主防災組織設立に係る佐倉市への各種申請、届け
- (3) 防災倉庫内防災用資機材の確認等
- (4) 防災パトロールの実施（自治会防災委員会主体）
- (5) 会員の防災意識向上
 - ・ 佐倉市主催水防訓練参加
 - ・ 減災マップ演習の実施
 - ・ 第36回九都県市合同防災訓練参加
 - ・ 防災訓練実施（自治会防災委員会主体となり佐倉市、佐倉消防署及び白銀小学校からの支援）
 - ・ 防災講話及びクロスロードゲーム実施
 - ・ 佐倉市主催自主防災組織リーダー研修会参加
- (6) 防災支援スタッフ募集について
- (7) 災害時「見守り制度（仮称）」の概要
- (8) 防災行動マニュアル制定
- (9) 「白銀ニュータウン生活心得」の作成

2. 自主防災組織設立に係る各種申請、届け

(1) 平成27年4月20日付で以下の項目について佐倉市へ申請及び届けを行った。

- ① 佐倉市自主防災組織変更届 ⇒ 変更がないことの届出
 - ② 佐倉市自主防災組織活動助成金交付申請 ⇒ 補助金交付決定は、5月7日付通知
 - ③ 補助金交付申請 ⇒ 補助金交付は、6月6日振込み
- 上記申請、届けに際して、自主防災組織規約・組織図、防災役員名簿、加入者名簿（自治会員名簿）、組織計画、年間事業計画書及び収支予算書も併せて作成・提出した。

(2) 平成28年3月31日付で以下の項目について佐倉市へ報告を行った。

- ① 佐倉市自主防災組織活動助成金実績報告書 ⇒ 助成金確定通知は、3月31日付通知
- 上記報告に際して、活動実績報告書及び収支決算書も併せて作成・提出した。

3. 防災用資機材の確認等

6月27日（土）防災役員等の参加による防災用資機材の確認及び発電機等を使用した操作訓練を実施した。（参加者約20名）

4. 防災パトロールの実施

6月13日（土）防災委員会メンバーを主として白銀地区内の防火貯水槽、消火栓の標識等チェックを実施した。なお、標識の設置状況は良好であった。（防火貯水槽：5箇所、消火栓：16箇所）

5. 防災意識向上活動

会員の防災意識向上の一環として以下の活動を実施した。

(1) 佐倉市主催水防訓練参加

- ① 参加日時：平成27年 6月 7日（日） 10：00～12：00
- ② 訓練場所：佐倉市高崎川南公園
- ③ 参加者：3名
- ④ 訓練内容：土嚢作り／土嚢運び訓練、水ポンプ起動訓練、佐倉市消防署による特別救助隊救助訓練等

(2) わが町減災マップ演習

- ① 実施日時：平成27年 7月 4日（土） 13：30～15：40
- ② 実施場所：西集会所
- ③ 参加者：12名
- ④ 講師：水島 重光氏（内閣府災害ボランティア検討会メンバー）
- ⑤ 演習内容
 - ・白銀周辺地図を使用して災害時を想定した「落ち着いた行動と柔軟な発想力」を養った。
 - ・阪神淡路大震災、東日本大震災の貴重な体験談等の講話を聞くとともに、いざという時の行動や事前準備の方法等防災／減災について質疑応答実施。

(3) 第36回九都県市合同防災訓練参加

- ① 参加日時：平成27年 8月29日（土） 09：00～11：30

- ② 訓練場所：佐倉城址公園、佐倉東高校、佐倉中学校
 - ③ 参加者：約１０名
 - ④ 訓練内容：救助救出訓練、医療救護訓練、ライフライン応急復旧訓練、救援物資搬送訓練、航空機運用訓練、防災フェア等
- (4) 防災訓練実施（自治会防災委員会主体）
- ① 実施日時：平成２７年１０月３１日（土） １０：００～１２：００
 - ② 実施場所：白銀小学校
 - ③ 参加者：６５名
 - ④ 訓練内容
 - ・ 佐倉市市民部防災防犯課による防災講演（「災害に備える」-自助・共助と市の防災対策-）
 - ・ 各種訓練等（起震車による地震体験、消火器を使用した消火訓練、AED 操作を含む救急救命訓練、担架による搬送訓練）
 - ・ 防災パネル展示
 - ・ 減災チェックシート配布及び防災支援スタッフ募集
- (5) 防災講話実施
- ① 実施日時：平成２７年１２月 ５日（土） １３：３０～１４：３０
 - ② 実施場所：西集会所
 - ③ 参加者：２６名
 - ④ 講師：佐藤 白銀自主防災組織専任副本部長
 - ⑤ 講話内容
 - ・ 地震の基礎知識と過去の大地震被害の説明及び白銀地区を含めた木造住宅と地盤の耐震安全性の解説等
- (6) クロスロードゲーム実施
- ① 実施日時：平成２７年１２月 ５日（土） １４：３０～１５：３０
 - ② 実施場所：西集会所
 - ③ 参加者：２５名
 - ④ ゲームリーダー：川井田 白銀自主防災組織防災事務局長
 - ⑤ ゲーム内容
 - ・ ゲーム感覚で楽しく災害への対応について、他者の意見を広く考えるのみならず自分の考えについても洞察を深めることができるようになることを目的とした。
- (7) 佐倉市主催自主防災組織リーダー研修会参加
- ① 参加日時：平成２８年 １月２２日（土） １０：００～１７：３０
 - ② 研修会場所：松戸市西部防災センター
 - ③ 参加者：１名（各自主防災組織参加者：１９組織／２６名）
 - ④ 研修内容
 - ・ 自主防災組織間意見交換会
 - ・ 防災体験：地震体験、消防への通報訓練、消火器取扱い訓練、火災時の煙からの避難訓練、風雨体験（風速３０ｍ／秒及び雨量３０mm）

6. 災害時「見守り制度」による要援護者台帳作成の検討について

自主防災組織で要援護者台帳を作成することで要領作成に向け詳細検討を行うこととしていたが、平成27年5月10日付で佐倉市より「避難行動要支援者名簿の作成と提供について」のお知らせが送られてきた。お知らせの概要は、国が災害対策基本法を改正し、市町村長は要配慮者（高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者）のうち避難行動要支援者についての避難支援等を実施する基礎とするための避難行動要支援者名簿を作成しなければならないということであった。

このため、自主防災組織としての要援護者台帳の作成は取り止め、佐倉市作成の「避難行動要支援者名簿」を利用することとした。

7. 防災行動マニュアルの作成について

- ・マニュアル作成に際しては、事前検討をさらに深めてから制定したほうがいいのではという意見もあった。しかし、いつ発生するかわからない災害に対応するために速やかに制定すべきとの意見が多かった。このため、まずは不完全でもマニュアルを制定し運用しながら足りない部分を補完することとした。
- ・マニュアル制定に際しては、自治会班長全員に案を配布して意見を聞くとともに、自治会員に案を回覧して意見を収集した。また、被災者の救出に関しては佐倉市消防署の意見も参考とした。なお、自主防災組織ホームページにもマニュアル案を掲載し、内容の詳細検討に資することとした。
- ・平成28年度からは、このマニュアルを基に通報訓練等個別訓練を行い災害発生に備えることとする。

8. 「白銀ニュータウン生活心得」の作成

自治会と共同して、自治会関係会則／規約、自主防災関係規約／防災基本計画／防災行動マニュアル／防災ガイドブック(佐倉市)、白銀地区計画の手引き、建築協定関係協定書／規定等を永久保存版「白銀ニュータウン生活心得」として1冊のファイルに取りまとめ、居住者及び商店に全戸配布した。

平成27年度自主防災組織防災役員名簿

No.	役 職	氏 名	住 所	備 考
1	本部長	許 進一		自治会長
2	副本部長	佐藤 正義		(専任)
4		加藤 茂		自治会副会長
		松野 隼三		自治会副会長
5		佐野 勝昭		自治会副会長
6	防火管理者	川井田 徹		(専任、なお防災事務局長と兼任)
7	防 災 事 務 局	防災事務局長	川井田 徹	(専任)
8		防災専門委員	岩崎 敏也	(専任)
9			緒方 奈々子	(専任)
10			北沢 秀元	(専任)
11			若狭 久美子	(専任)
12		防災事務局員	中橋 政行	自治会防災委員長
13			佐野 君芳	自治会防災副委員長
14			村上 文啓	自治会防災副委員長
15			永松 信介	自治会防災委員
16	会計	若狭 久美子		(専任、なお防災専門委員と兼任)
17	救助・救護チームリーダー	上野山 真		自治会総務委員長
18	避難誘導チームリーダー	鶴岡 克己		自治会広報委員長
19	給食・給水チームリーダー	甲斐 渉		自治会住民・地域交流委員長
20	防犯チームリーダー	柳田 邦夫		自治会環境美化・地区計画運営委員長
21	初期消火チームリーダー	花田 宗明		自治会防犯・交通委員長

(注1)救助・救護チームは、自治会総務委員会、共用施設管理委員会の班長で構成

(注2)避難誘導チームは、自治会広報委員会の班長で構成

(注3)給食・給水チームは、自治会住民・地域交流委員会の班長で構成

(注4)防犯チームは、自治会環境美化・地区計画運営委員会の班長で構成

(注5)初期消火チームは、自治会防犯・交通委員会、会計委員会の班長で構成

平成27年度 自主防災組織 各チーム名簿

救助・救護チーム	リーダー	上野山 真	総務委員(委員長)
		河合 仁六	総務委員(副委員長)
		中村 大介	総務委員(副委員長)
		加瀬 正俊	総務委員(副委員長)
		大谷 忠博	総務委員(副委員長)
		中島 澄男	共用施設管理委員(委員長)
		竹野 操	共用施設管理委員
		脇田 浩樹	共用施設管理委員
		小谷野 澄雄	共用施設管理委員
		四釜 千恵子	共用施設管理委員
		神 勝義	共用施設管理委員(副委員長)
		原田 重信	共用施設管理委員(副委員長)
避難誘導チーム	リーダー	鶴岡 克己	広報委員(委員長)
		小倉 允生	広報委員(副委員長)
		山本 誠	広報委員
		新宅 賢二	広報委員
		鈴木 晋	広報委員
		平野 広子	広報委員
		柴崎 昌美	広報委員(副委員長)
給食・給水チーム	リーダー	甲斐 渉	住民・地域交流委員(委員長)
		大畑 正二	住民・地域交流委員
		松尾 徳善	住民・地域交流委員
		八巻 修	住民・地域交流委員(副委員長)
		手島 康	住民・地域交流委員
		堀籠 健	住民・地域交流委員(副委員長)
防犯チーム	リーダー	柳田 邦夫	環境美化・地区計画運営委員(委員長)
		芹川 正	環境美化・地区計画運営委員(副委員長)
		橋本 かおり	環境美化・地区計画運営委員
		高丸 健	環境美化・地区計画運営委員
		木村 次郎	環境美化・地区計画運営委員(副委員長)
		小林 俊教	環境美化・地区計画運営委員
		難波 修造	環境美化・地区計画運営委員
		藤本 克己	環境美化・地区計画運営委員
		亀村 正己	環境美化・地区計画運営委員
		小井川 令子	環境美化・地区計画運営委員
初期消火チーム	リーダー	花田 宗明	防犯・交通委員(委員長)
		津田 安由子	防犯・交通委員(副委員長)
		砂子 信弥	防犯・交通委員
		水口 達	防犯・交通委員
		富澤 和彦	防犯・交通委員
		松山 奈緒美	防犯・交通委員(副委員長)
		鈴木 義治	会計委員(副委員長)
		今岡 修司	会計委員(副委員長)
		佐藤 正彦	会計委員(委員長)
		池澤 龍三	会計委員(副委員長)

(第8号議案)

平成27年度 自主防災組織収支決算報告

佐倉白銀ニュータウン自主防災組織 収支決算報告について、次の通り報告します。

単位：円

	科 目	平成27年度予算	決 算	内 訳
収 入 の 部	自治会費			自治会負担金
	活動補助金(佐倉市)			
	預金利子			
	前年度繰越金			
	小 計			
支 出 の 部	活動費			会議運営費、防災訓練費用他
	事務費			コピー用紙、事務用品他
	防災用消耗品購入費			発電機用ガソリン、灯油他
	小 計			
次年度繰越金				
収 支 計				

平成28年 4月 5日

平成27年度 会計監査報告

佐倉白銀ニュータウン自主防災組織
本部長 許 進 一 様

会計監査 四釜 千恵子 ⑩

平野 広子 ⑩

平成27年度の佐倉白銀ニュータウン自主防災組織における会計監査を実施した結果、
いずれも適正に処理され、正確であることを報告いたします。

記

1. 監査対象期間 自 平成27年 4月 1日
 至 平成28年 3月31日
2. 実施日 平成28年 4月 5日
3. 監査対象物件 (1) 預金通帳
 (2) 会計出納帳簿
 (3) 領収書等の証憑
 (4) 収支決算書

以上

(第9号議案)

平成28年度 自主防災組織事業計画(案)

佐倉白銀ニュータウン自主防災組織 平成28年度活動計画(案)について、次の通り提案します。

日時	場所	参加対象	内容	備 考
4月	白銀小学校	自治会員	第25回定期総会	自主防災組織の活動計画、 収支予算等の審議、了承
5月	西集会所	自治会員	防災用資機材の確認、点検	発電機等操作訓練を含む
7月	西集会所	自治会員	減災マップ演習	
10月	〇〇小学校	防災役員及びチ ーム員	佐倉市民防災訓練参加	防災役員及びチーム員数 名参加
11月	西集会所	自治会員、消防署	【個別訓練実施】 ①通報連絡机上訓練 ②消火器操作訓練 ③負傷者搬送訓練	「防災行動マニュアル」に 基づき個別訓練を行う。な お、②については、佐倉消 防署へ協力依頼。
12月	西集会所	自治会員	防災関係講話、防災ゲーム	防災ゲーム(クロスロード)
1月	佐倉市役所	防災役員	佐倉市研修会参加 ①防災リーダー研修	防災役員数名参加
3月	西集会所	防災役員	防災用資機材の管理点検	

(注1) 活動計画、防災訓練計画、各種要領等は、「防災事務局」が案を作成する。

なお、「自主防災組織規約」、「防災基本計画」、平成27年度に作成した「防災行動マニュアル」及び各種要領等は居住者全員へ配布された「白銀ニュータウン生活心得」の中にすべてファイルされている。

(注2) 自治会への自主防災組織活動報告は、「自治会防災委員会」担当が行う。

(注3) 佐倉市作成「避難行動要支援者名簿」の自主防災組織への提示は平成28年4月以降を予定。なお、提示を受けるためには佐倉市と自主防災組織間で覚書締結の必要がある。

平成 2 8 年度 自主防災組織防災役員の選出

佐倉白銀ニュータウン自主防災組織の平成 2 8 年度防災役員について、次の通り提案します。

No.	役 職	氏 名	住 所	備 考
1	本部長			自治会長
2	副本部長	佐藤 正義		(専任)
3				自治会副会長
4				自治会副会長
5				自治会副会長
6	防火管理者	川井田 徹		(専任、なお防災事務局長と兼任)
7	防 災 事 務 局	防災事務局長	川井田 徹	(専任)
8		防災専門委員	岩崎 敏也	(専任)
9			緒方 奈々子	(専任)
10			北沢 秀元	(専任)
11			若狭 久美子	(専任)
12		防災事務局員		自治会防災委員長
13		自治会メンバーは、第 2 5 回定期総会にて承認されます。		自治会防災副委員長
14				自治会防災副委員長
15				自治会防災委員
16	会計	若狭 久美子		(専任、なお防災専門委員と兼任)
17	救助・救護チームリーダー			自治会総務委員長
18	避難誘導チームリーダー			自治会広報委員長
19	給食・給水チームリーダー			住民・地域交流委員長
20	防犯チームリーダー			自治会環境美化・地区計画運営委員長
21	初期消火チームリーダー			自治会防犯・交通委員長

(第 10 号議案)

平成 28 年度 自主防災組織収支予算 (案)

佐倉白銀ニュータウン自主防災組織 収支予算 (案) について、次の通り提案します。

単位：円

	科 目	平成 27 年度決算	予 算	内 訳
収 入 の 部	自治会費			自治会負担金
	活動補助金(佐倉市)			
	預金利子			
	前年度繰越金			
	小 計			
支 出 の 部	活動費			会議運営費、防災訓練費用他
	事務費			コピー用紙、事務用品他
	防災用消耗品購入費			発電機用ガソリン、灯油他
	小 計			
	次年度繰越金			
	収 支 計			

Ⅲ. 合同建築協定運営委員会

(第11号議案)

平成27年度 事業活動報告

1. 建築協定（緑化率も含む）の適合性確認

(1) 道路に面した部分の生垣撤去に係る植栽要請

道路に面した生垣撤去が確認された2軒の所有者に対して、建築協定に違反しているので再度植栽するよう要請した。なお、上記2軒の所有者のうち1軒についてはリフォーム後に植栽することで了解されたが、もう1軒については了解いただけなかった。このため、機会あるたびに植栽のお願いを今後も続けていくこととする。

(2) 敷地境界における塀の設置

適合性審査時には計画のなかった敷地境界への新たな塀の設置について、所有者に対して当初の建築施工図を提示するとともに建築協定の「壁面後退」及び地区計画での「フェンス」設置規定を説明した。

2. 建築協定周知

白銀地区居住者に建築協定遵守のお願い及び新規転入者18件へ建築協定と地区計画移行を紹介した。

(第12号議案)

平成28年度 事業計画（案）

平成28年度から佐倉市による「白銀地区 地区計画」が導入されることになりました。

このため、平成24年4月に開催された定期総会での決議のとおり、合同建築協定運営委員会の活動は以下のとおりとします。

【白銀地区「地区計画」が策定された場合も、当面は合同建築協定運営委員会は併存させる。ただし、運営上は「地区計画」を優先するものとする。】